

2024 年度 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業
調査レポート

中国における事業再編に関する留意点

(2025 年 3 月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)
北京事務所

海外展開支援部

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所が環球律師事務所に作成委託し、2025年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび環球律師事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび環球律師事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

ジェトロ・北京事務所

E-mail：PCB@jetro.go.jp

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外展開支援部 中堅中小企業課 プラットフォーム班

E-mail：platform-bda@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

目次

第一章	外商投資企業における事業再編・撤退の概観	1
第1節	外商投資企業における事業再編・撤退の方法	1
第2節	各事業再編・撤退方法のメリット、デメリット及び共通留意点	1
1.	各方法のメリットとデメリット	1
2.	各方法に共通する留意点	3
第二章	具体的な事業再編・撤退方法の紹介	6
第1節	出資持分譲渡	6
1.	出資持分譲渡の定義及び法制度	6
2.	出資持分譲渡の流れ	6
3.	出資持分譲渡における重要な検討事項	9
第2節	合併	12
1.	合併に関する法制度	12
2.	合併に関する手続（吸収合併の場合を例に挙げる）	13
3.	合併における重要な検討事項	16
第3節	分割	19
1.	分割に関する法制度	19
2.	分割に関する手続（派生分割の場合を例に挙げる）	20
3.	分割における重要な検討事項	22
第4節	減資	24
1.	減資に関する法制度	24
2.	減資に関する手続	25
3.	減資における重要な検討事項	28
第5節	事業譲渡	30
1.	事業譲渡に関する法制度	30
2.	事業譲渡の流れ	30
3.	事業譲渡における主な法的問題	31
第6節	解散・清算	34
1.	解散・清算に関する法制度	34
2.	解散・清算の流れ	34
3.	解散・清算における重要な検討事項	38
第7節	破産・清算	41
1.	破産・清算に関する法制度	41
2.	破産・清算に関する手続	42
3.	破産・清算における重要な検討事項	46
第三章	まとめ	48
付録	事業者結合申告の要件	49

国際情勢の変遷や世界経済の不安定性、中国の経済成長に伴う労働コストの増加等の要素に鑑み、日本企業を含め、中国に進出している外国企業の中には、現地子会社の事業再編や中国からの撤退を検討しているところも少なくない。

外国企業の中国子会社（即ち、中国法でいう「外商投資企業¹」）の事業再編・撤退については、中国の制度上多様な方法が認められているが、半年～1年前後の長期間に渡る事前準備が必要となる可能性があるため、自社の現状や事業方針・目的に合致した方法を選択していくことが非常に重要になる。

本レポートでは、中国における日系企業の事業再編・撤退の検討に一助となることを目的として、中国の外商投資企業における主な事業再編・撤退の方法、選択時の留意点（メリット、デメリット等）、最新の法実務、実務上留意すべきポイント等について説明する。

なお、本レポートは、外国企業が直接投資した有限責任公司における事業再編・撤退について調査したものであり、紙幅の関係上、股份有限公司（日本の株式会社に相当）及び外商投資企業が再投資した企業の事業再編・撤退については調査範囲外とする。

第一章 外商投資企業における事業再編・撤退の概観

第1節 外商投資企業における事業再編・撤退の方法

実務上、中国の外商投資企業における主な事業再編・撤退の方法としては、出資持分譲渡、事業譲渡、合併、分割、減資、再生、和解、解散・清算、破産・清算等がある。

上記の事業再編・撤退方法は、適用される法律、手続、税務上の考慮事項、政府機関の許認可要件、実務上留意すべき重要なポイント等が異なり、それぞれにメリット、デメリットがあるため、実際のニーズに合わせて選択する必要がある。

第2節 各事業再編・撤退方法のメリット、デメリット及び共通留意点

各事業再編・撤退方法について詳細な解説に入る前に、まずは、各方法のメリット及びデメリットについて大まかに説明する。また、それらに共通する留意点についても、先に触れておきたい。

1. 各方法のメリットとデメリット

以下、目的別の各事業再編・撤退方法におけるメリットとデメリットについて整理する。

目的	方法	メリット	デメリット
----	----	------	-------

¹ 「中華人民共和国外商投資法」

第2条 中華人民共和国内（以下、「中国国内」という）の外商投資に対し、本法を適用する。
本法で言う外商投資とは、外国の自然人、企業又はその他組織（以下、「外国投資者」という）が直接又は間接的に中国国内で行う投資活動を指し、以下の状況が含まれる。

(1) 外国投資者が単独又はその他の投資者と共同で中国国内において外商投資企業を設立すること
(2) 外国投資者が中国国内企業の株式、出資持分、財産持分又はその他の類似権益を取得すること
(3) 外国投資者が単独又はその他の投資者と共同で中国国内において新たなプロジェクトに投資すること

(4) 法律、行政法規又は國務院が規定するその他の方式による投資

本法で言う外商投資企業とは、全部又は部分的に外国投資者が投資し、中国の法律に基づき中国国内において登記・設立した企業を指す。

事業再編 又は撤退	出資持分 譲渡	- 譲受人や債権者との約定の有無等にもよるが、通常、人員整理や債権者への通知を要しないなど、時間的コストが抑えられる - 譲渡する持分の割合や譲受人との約定等によるが、完全撤退が実現できる可能性がある	- 譲受希望者探しが難航する場合がある - 取引条件の交渉において譲歩を余儀なくされる可能性がある
	事業譲渡	譲渡する事業内容を柔軟に決めることができる	- 譲受希望者探しが難航する場合がある - 取引条件の交渉において譲歩を余儀なくされる可能性がある - 労使紛争が生じる可能性がある
	合併	事業の集約・最適化が可能	消滅会社が保有していた許認可は存続会社に承継されない
	分割	複雑な市場において適応しやすい、経営リスクの分散が可能	分割元会社が保有していた許認可・資格は、そのまま承継されるわけではない。また、分割元会社において認められていた許認可・資格が、分割の結果、その要件を満たさなくなる場合もある。
	減資	- 出資持分譲受希望者を探すことや取引条件の交渉が難航した場合の選択肢とすることができる - 事業縮小や完全撤退が可能 - 払い戻される資金の有無の確認が比較的容易	- 実質減資の場合、債権者の要求により、債務の弁済又は担保提供の必要が生じる可能性がある - 非按分型減資については、全株主間の合意が必要 - 減資により払い戻された金額が、払込済資本金を上回る場合、上回る部分については国外送金できないといったリスクがある
	再生	- 経営能力を回復させることができる - 債務を減少させることができる - 破産を回避できる可能性がある。	- 手続が複雑で時間がかかる - 再生計画案が債権者会議において採決され、又は人民法院より認可され難い - 再生手続の進行具合によっては、破産宣告を受ける可能性がある
	和解	- 債務者のみが申し立てることができる - 債務を減少させることができる	- 債権者会議において和解契約を成立させるのは難しい - 和解手続の進行具合によ

		破産を回避できる可能性がある	っては、破産宣告を受ける可能性がある
撤退	解散・清算	- 完全撤退が可能 - 要件を満たせば、簡易手続での抹消登記が可能	人員整理を要し、経済補償金を支給する義務が生じる
	破産・清算	完全撤退が可能	- 手続が煩雑で時間がかかる - 人員整理を要し、経済補償金を支給する義務が生じる - 外国投資者の信用に悪影響を与える可能性がある

2. 各方法に共通する留意点

(1) 事業者結合申告

外商投資企業の再編・撤退は、場合によっては、事業者結合申告が必要となり、ひいてはスケジュールが長期化する可能性があるため注意が必要である²。中国の独占禁止法に定める事業者結合申告の要件については、本レポート後掲の付録を参照。

事業再編・撤退に係る取引について事業者結合申告の義務が生じる場合、そのクリアランスが下りる前に実施すると、事業者結合の申告義務者に対して 500 万人民币以下の過料が科される可能性がある。また、事業再編・撤退に係る取引により、市場競争を排除・制限する効果を有する、又はその可能性がある場合、一般的には、事業者結合の申告義務者に対して前年度売上高の 10%以下の過料が科され（情状が特に重大で、影響が特に劣悪で、特に重大な結果をもたらした場合、前記過料金額の 2 倍以上 5 倍以下において具体的な過料金額が確定される）、さらに取引前の状態への回復措置が求められる可能性がある。事業者結合申告の対象となる取引については、そのクリアランスが下りるまで実施してはならないことから、事業者結合の申告義務者でなくても、留意する必要がある。

なお、事業者結合の申告手続には時間を要し、資料準備からクリアランス取得まで、通常、簡易手続の場合は 2～3 か月、通常手続の場合は半年から 1 年以上かかる可能性がある。そのため、事業再編・撤退に係る取引の立案時点で、事業者結合申告の要否を十分に分析し、申告が必要であれば、早い段階から、申告に向けたスケジュールリング及び資料の作成を開始することが望ましい。

このほか、中国独占禁止法では外商投資安全審査制度についても言及している。外商投資企業が、他の外国投資者又は外商投資企業を相手方として事業再編・撤退を行うのであれば、その取引について外商投資安全審査の申告義務が生じるか否かを検討する必要がある。紙幅の関係上、本レポートでは、外商投資安全審査の申告要件についての説明は割愛する。

(2) 政府機関とのコミュニケーション

「中華人民共和国外商投資法」³（以下、「外商投資法」という）第 28 条では、外商投資参入ネガティブリスト対象外の分野において、「内外資一致の原則」に従うことが明文で定められていることから、外商投資企業による事業再編・撤退は、内資企業と同様の手

² 和解、解散及び破産が事業者結合に該当する可能性は低いと解される。

³ 中国語：中華人民共和国外商投資法。2020 年 1 月 1 日施行。

続が適用される。とはいえ、外商投資企業特有の注意点もあることから注意が必要である。

特に、投資・設立の当初、政府機関から特別な措置（税制、土地使用、補助金関連の優遇等）が講じられていた場合には、準備段階で関係政府機関と話し合うことが望ましい。例えば、出資持分譲渡について、対象会社が、政府機関が講じる税制その他優遇措置を享受している場合、出資持分譲渡（特に譲渡後に対象会社が内資企業に変わる場合）後も引き続き当該優遇措置を享受できるか否か、補助金の返還等を要求される等のリスクがあるか否かは、取引価格に影響を及ぼす可能性があるため、譲渡人は、出資持分譲渡計画の初期段階においてそれらを確認しておく必要がある。必要に応じて譲受人との本格的な交渉に入る前に、優遇措置を講じる政府機関に相談することができる。その相談に、譲受人を参加させるか否かについても併せて考慮することが望ましい。

また、中国本土（大陸部）では統一の制度が採用されているが、各制度の細則や実務上の手続等において地域間差が大きい可能性がある。事業再編・撤退手続を円滑に進めるため、実施前に、所在地を管轄する関係政府機関（市場監督管理機関や税務機関等）に対して、会社登記（変更登記）手続に必要な書類や手続方法、具体的な税務手続（税務申告等）の方法等を確認することが重要である。

なお、不動産関連の問題、環境問題に関わる場合や従業員数が多い企業が事業再編・撤退を行う場合には、管轄の政府機関と綿密にコミュニケーションをとることが、手続を円滑かつ効率よく進めるうえで有利となることが多いことから、必要に応じて、検討することが望ましい。

(3) 労使問題

企業の事業再編・撤退プロセスにおいて、人員整理に伴う労使問題を上手く防止し、円満解決することが重要なポイントとなる。出資持分譲渡、減資等の事業再編・撤退の手法においては人員整理が生じないケースも多いが、解散・清算等の手法においては人員整理は不可欠なプロセスであり、その手続の進捗に重大な影響を及ぼしうる。

近年、内資、外資を問わず、企業の事業再編・撤退の動きが活発化している。労働者によるストライキやデモ等の社会的行動は減少傾向にあるが、法律上保障されている労働者の権利を理解したうえで、それを行使し、自身の利益を守ろうとする労働者が増加している。企業は、事業再編・撤退を行ううえで、自社において発生しうる労使問題を十分に考慮し、リスクを回避する必要がある。

なお、労働法の分野では、細則や裁判例における観点が地域間で異なる傾向が高いように見受けられる。したがって、既述のとおり、労使問題を適正に対処するために、当該地域の実務状況をしっかり確認しておくことが望ましい。

詳細については、本レポートの第二節で後述する。

(4) 事業再編・撤退に伴う技術流出への防止措置

事業再編・撤退の過程において、自社及び投資先企業が保有する技術・ノウハウの流出の防止に取り組むことは、外国投資者にとって重要な事項であるといえる。「外商投資法」第22条第2項では、「国は、外商投資の過程において、自由意志の原則及び商業規則に基づき技術協力を展開することを奨励する。技術協力の条件は、投資の各当事者が公平の原則に則り平等に協議を行うことによりこれを確定する。行政機関及びその職員は、行政手段を用いて技術移転を強要してはならない」と定めていることから、事業再編・撤退に伴う技術流出を防止するうえで、まずは当事者間において、平等・公平の原則及び商業規則

に基づく明確な取決めを行うことが肝要となると思われる。

① 知的財産権の整理と譲渡制限

事業再編・撤退を推し進めるうえで、特許、商標、著作権等の知的財産権の帰属関係を明確にしておくことは欠かすことのできないプロセスである。特に、技術が含まれる事業の譲渡や合併・分割の際には、知的財産権の使用許諾契約について慎重に確認をする必要がある。また、重要技術が含まれる特許については、その権利移転や使用範囲を制限する内容を明確に取決めた契約書を取り交わしておくことが望ましい。

② 営業秘密の管理強化

営業秘密の流出を防ぐため、事業再編・撤退を進める前に、営業秘密リストを作成し、また、厳密なアクセス制限を講じるなど管理を強化する必要がある。従業員や関係者との間で秘密保持契約を締結し、事業再編・撤退の相手方又は新設する企業との間での情報共有を制限することも有効な手段であるといえる。さらに、データ管理システムのセキュリティ強化を行い、営業秘密の持ち出しを技術的に防止することも一案であるといえる。

③ 競業避止義務の設定

事業再編を行った結果、従業員が技術やノウハウ等を持ったまま退職し、競合他社へその技術やノウハウ等が流出するといったリスクが生じる。このため、特に研究開発に関わる人材に対しては、適法かつ合理的な範囲で競業避止義務を課することが望ましい。

第二章 具体的な事業再編・撤退方法の紹介

第1節 出資持分譲渡

1. 出資持分譲渡の定義及び法制度

本レポートにいう出資持分譲渡とは、「中華人民共和国会社法」⁴（以下、「会社法」という）に基づき、株主が保有する出資持分を他の既存株主又は第三者に譲渡することを指す。本節では、有限責任会社の株主である外国企業が、外商投資企業（対象会社）における出資持分の譲渡人となるケースを想定したうえで、出資持分譲渡の要点について説明する。

(1) 「会社法」及び関連司法解釈

有限責任会社の出資持分譲渡については、「会社法」第4章（第84条から第90条まで）において詳細に定めている。任意の出資持分譲渡におけるポイントとしては、他の既存株主による優先買取権（第84条）、株主名簿の変更（第86条）及び出資期限の到来していない持分の譲渡（第88条）が挙げられる。

(2) 「外商投資情報報告弁法」⁵及び「外商投資情報報告の関連事項に関する公告」⁶

「外商投資法」第34条において、外商投資情報報告制度が規定されている。外商投資企業の出資持分譲渡について、「外商投資情報報告弁法」及び「外商投資情報報告の関連事項に関する公告」に従い、企業の投資情報の変更報告を行う必要がある。

(3) 「市场主体登記管理条例」⁷及び「市场主体登記管理条例施行細則」⁸

出資持分譲渡完了後、会社の変更登記を行う必要がある。変更登記については、「市场主体登記管理条例」及び「市场主体登記管理条例施行細則」に定める内容を遵守しなければならない。

(4) その他

出資持分譲渡は、外貨管理や税務等に係る多くの手続が必要となるため、これらの分野に関する法令も適用される。

2. 出資持分譲渡の流れ

出資持分譲渡のフローチャートを以下に示す。

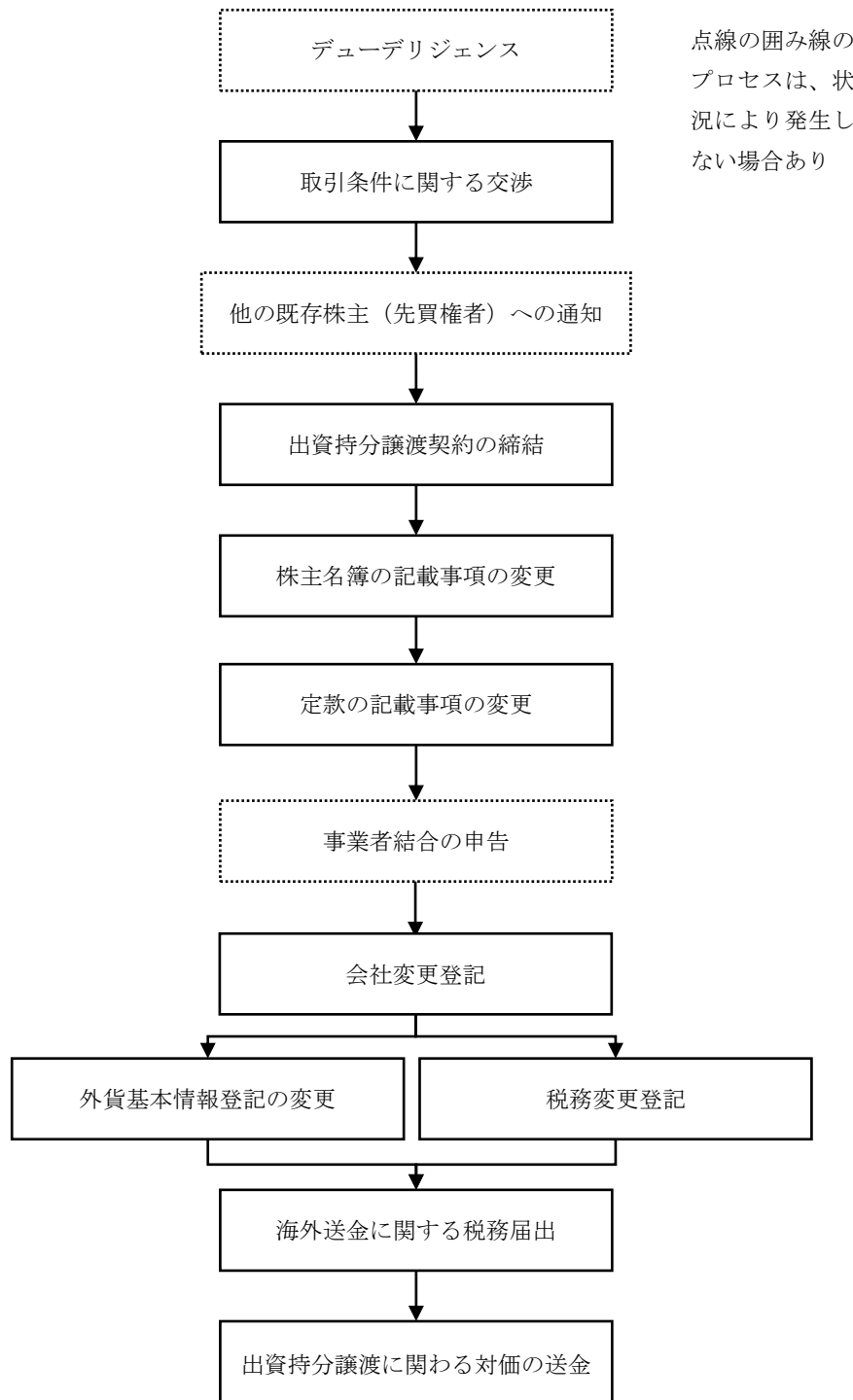
⁴ 中国語：中华人民共和国公司法。2024年7月1日施行。

⁵ 中国語：外商投资信息报告办法。2020年1月1日施行。

⁶ 中国語：关于外商投资信息报告有关事项的公告。2020年1月1日施行。

⁷ 中国語：市场主体登记管理条例。2022年3月1日施行。

⁸ 中国語：市场主体登记管理条例实施细则。2022年3月1日施行。



(1) デューデリジェンス

第三者（既存株主以外の者）が譲受人となる場合において、対象会社の事業運営等の実態を把握し、その適正な取引価格を査定するために、法務及び財務デューデリジェンスを実施するケースが多い。譲受人が実施するデューデリジェンスについて、対象会社及び譲渡人は合理的な範囲内で協力する。

(2) 取引条件に関する交渉

取引条件に関する交渉における主なポイントは以下のとおりである。

- ① 譲渡する出資持分の割合
- ② 出資持分譲渡に関わる対価の金額及び支払方法
- ③ クロージング条件
- ④ 譲受人による担保提供の要否、手付金支払の要否
- ⑤ 譲渡人が対象会社に使用許諾している知的財産（技術を含む）の取扱い
- ⑥ 取引後の対象会社の定款の内容⁹
- ⑦ 対象会社の商号変更の要否

(3) 他の既存株主（先買権者）への通知

譲渡人が合弁会社の出資持分を、第三者（既存株主以外の者）に譲渡する場合、その数量、対価、支払方法、期限等の事項を他の既存株主に書面通知する必要がある。同等の条件において、既存株主は優先的に買い取る権利を有する。通知書を受領した既存株主が 30 日以内に回答しない場合、その権利を放棄したものとみなされる。なお、定款に別段の規定がある場合、その規定に従う。

(4) 出資持分譲渡契約の締結

出資持分譲渡契約には、譲渡人と譲受人が合意した重要な取引事項だけでなく、一般条項（違約責任や紛争解決条項等）も含める必要がある。

(5) 株主名簿及び定款の記載事項の変更

出資持分が他の既存株主又は第三者に譲渡された後、対象会社は、その株主名簿及び定款における株主及びその出資額に関する記載事項を変更しなければならない。定款における上記事項の変更については、株主会の決議を要しない（他の記載事項の変更については、株主会の決議又は株主の決定が必要となる）。

(6) 事業者結合申告

出資持分譲渡によって対象会社の支配構造に変動が生じる場合、事業者結合の申告が必要となる可能性がある。対象会社の支配権を取得する側でなければ、事業者結合申告の義務者にならないため、外国企業が譲渡人である場合には、ついにしがちであるが、出資持分譲渡によって譲受人が対象会社の支配権を取得するケースでは、事業者結合が承認されることを、出資持分譲渡のクロージング¹⁰又はその契約の効力発生前提条件として取決めることは珍しくないことから十分に留意する必要がある。詳細は本レポート第 1 章第 2 節の「2.各方法に共通する留意点」を参照。

(7) 出資持分譲渡に係る対象会社が行う手続

出資持分譲渡契約締結後（事業者結合の申告が必要となる場合はクリアランス文書受領後）、対象会社は以下の手続を行う必要がある。

- ① 会社登記機関（対象会社の所在地を管轄する市場監督管理機関）に対して、会社登記事項の変更登記申請を行うこと
- ② 外商投資情報の変更報告を行うこと
- ③ 「外商投資情報報告弁法」及び「外商投資情報報告の関連事項に関する公告」に基づき、会社登記事項の変更登記申請を行う際に、外商投資情報の変更報告書を登記

⁹ 譲渡人が持分の一部を譲渡する場合に適用される。合弁会社の場合、他の株主との協議が必要となる。

¹⁰ クロージングには、譲受側が対象会社の運営に実際に参加すること、対象会社の会社変更登記を行うこと、株式譲渡対価を支払うこと等を含む。

システムから提出する必要がある。なお、対象会社が出資持分譲渡により外商投資企業から内資企業に変わる場合には当該手続は不要である（会社登記機関から商務主管機関に情報共有され、外商投資情報の抹消報告があったものとみなされる）。

- ④ 対象会社の所在地にある取引銀行（又は外貨管理局）に対して、外貨基本情報登記の変更を行うこと
- ⑤ 税務機関に対して、税務変更登記を行うこと

(8) 出資持分譲渡対価の海外送金に関する税務届出

「サービス貿易等の項目に係る対外支払の税務届出の関連問題に関する国家税務総局・国家外貨管理局の公告」¹¹及び「サービス貿易等の項目に係る対外支払の税務届出の関連問題に関する国家税務総局・国家外貨管理局の補足公告」¹²に基づけば、譲受人が中国国内の組織又は個人の場合において、中国国外の譲渡人に向けて、中国国内の銀行より送金される出資持分譲渡に関わる対価が 1 回あたり 5 万米ドルを超えると、譲受人はその所在地を管轄する税務機関に税務届出を行う必要がある。

(9) 出資持分譲渡に関わる対価の送金

譲受人が中国国内の組織又は個人である場合において、前述の（7）（8）の手続後、譲受人より取引銀行に対し、譲渡人への出資持分譲渡対価の送金依頼が行われる。取引銀行は、譲受人から提出された証拠性資料に不備がないことを確認後、送金手続を行う。一方、譲受人が中国国外の組織又は個人である場合、出資持分譲渡対価の送金時期については、譲渡人と譲受人との間の出資持分譲渡契約において自由に取決めることができ、前述の（7）（8）の手続完了・未了を問わない。

3. 出資持分譲渡における重要な検討事項

(1) 出資持分譲渡に関わる対価の支払

譲渡人にとって、譲受人の出資持分譲渡に関わる対価の支払能力やその全額支払を確保することは極めて重要な事項である。実務上、譲渡人が簡易的な財務・法務デューデリジェンス（監査報告書の確認、訴訟状況の照会等を含む）を実施し、譲受人の財務状況を把握するケースがよく見受けられる。さらに、対価の全額支払確保策として、譲渡人は以下の方法を講じることができる。

- ① 譲受人又はその関連当事者（譲受人の株主等）に対価支払に関する担保提供を求める。
- ② 譲受人に保証金の支払を求める。
譲受人が中国国内の組織又は個人である場合、中国の外貨規制により、対象会社の会社登記事項の変更登記手続が完了するまで、対価の海外送金ができない。このため、実務上、譲渡人の中国国内関連会社があれば、まず、それへの保証金払込を求め、かつ対価送金完了後に、保証金を返還する旨を約定することができる。
- ③ エスクロー口座の活用
譲受人が中国国内の組織又は個人である場合、エスクロー口座を開設できるのは譲

¹¹ 中国語：国家税务总局、国家外汇管理局关于服务贸易等项目对外支付税务备案有关问题的公告。2013 年 9 月 1 日施行。

¹² 中国語：国家税务总局、国家外汇管理局关于服务贸易等项目对外支付税务备案有关问题的补充公告。2021 年 6 月 29 日施行。

受人側となるが、エスクロー口座に入金後の資金移動については、譲渡人と譲受人の共同による決定を必要とする条件を設定することができる。所定の期限までに譲受人が対価をエスクロー口座に振込み、全ての条件（銀行への海外送金手続用書類の提出を含む）が満たされた後に支払いを実行する旨を約定できる。エスクロー口座からの支払について、譲受人が協力しない事態が生じる可能性は残るが、この場合でも譲受人が勝手に口座内の資金を引き出すことはできないため、譲渡人が訴訟又は仲裁で対価支払を請求する際、エスクロー口座を譲受人の財産情報として提出すれば、保全措置及び勝訴後の執行に供することができる。

(2) 未払込分の出資持分の譲渡

「会社法」第 88 条及び『中華人民共和国会社法』第 88 条第 1 項の不遡及に関する最高人民法院の回答¹³に基づけば、2024 年 7 月 1 日以降、未払込分かつ払込期日未到来の出資持分が譲渡される場合、譲受人がその払込義務を負う。期日までに、譲受人より出資の履行がなされない場合、譲渡人は、その補充責任を負う。また、引受けた出資について定款に定める期日までに払込まない、又は給付した金銭以外の財産の実際の価額が引受けた出資額を著しく下回る場合、譲渡人は、譲受人と連帯して不足分の責任を負う。譲受人が上記状況を知らず、かつ知りうべきでない場合、譲渡人が責任を負う。

(3) 税金納付

譲渡人は出資持分譲渡により企業所得税及び印紙税の納税義務が生じる。以下、税金の納付方法についての概要を紹介する。

① 企業所得税

「中華人民共和国企業所得税法」¹⁴（以下、「企業所得税法」という）及び「非居住者企業の所得税源泉徴収に係る問題に関する国家税務総局の公告」¹⁵等の関連法令に基づけば、譲渡人が非居住者企業¹⁶である場合、納付すべき企業所得税につき、譲受人が源泉徴収し、代わりに納付する。なお、譲受人も非居住企業である場合、実務上、譲受人が対象会社に納税を代行させるケースもある。

また、「非居住者企業の所得税源泉徴収に係る問題に関する国家税務総局の公告」によれば、出資持分譲渡対価の支払日から 7 日以内に納税しなければならない。

② 印紙税

「中華人民共和国印紙税法」及び『中華人民共和国印紙税法』施行等の関連事項に関する国家税務総局の公告¹⁷に基づけば、納税義務者が中国国外の企業であり、中国国内に代理人を有する場合、その国内代理人が源泉徴収義務者となり、所在地を管轄する税務機関に申告・納付する。中国国外の企業が中国国内に代理人を有しない場合、自ら申告・納付を行う必要がある。

¹³ 中国語：最高人民法院关于《中华人民共和国公司法》第八十八条第一款不溯及适用的批复

¹⁴ 中国語：中华人民共和国企业所得税法。2018 年 12 月 29 日施行。

¹⁵ 中国語：国家税务总局关于非居民企业所得税源泉扣缴有关问题的公告。2017 年 12 月 1 日施行。

¹⁶ 「非居住者企業」とは、外国（地域）の法律に基づいて設立され、管理部門は中国国内に実際に置かれていないが、中国国内に機構、拠点を設立している、又は中国国内に機構、拠点は設立していないが、中国国内から得た所得がある企業をいう（「企業所得税法」第 2 条）

¹⁷ 中国語：国家税务总局关于实施《中华人民共和国印花税法》等有关事项的公告。2022 年 7 月 1 日施行。

譲受人が中国国内の企業又は個人である場合、実務上、譲受人が源泉徴収し、代わりに納税することが一般的である。一方、譲受人が中国国外の企業又は個人である場合、譲渡人が対象会社に税金の納付を代行させるケースがある。

第2節 合併

合併とは、2社以上の会社が1社に統合する法律行為をいう。外国企業が中国に複数の子会社を設立しているが、管理・運営コストの削減、不採算事業の撤退、拠点の統廃合等の理由から、事業再編の一手法として、合併を検討するケースが多くみられる。

以下、中国の外商投資企業間の合併（外国企業の中国子会社間の合併）における基本的な法的要件、手続の流れ、注意事項等について解説する。

1. 合併に関する法制度

(1) 法的枠組み

外商投資企業の合併については、主に次に掲げる法令を遵守する必要がある。

① 「会社法」

「会社法」第218条から第221条において、合併に関する手続が規定されている。

② 「外商投資法」、「外商投資情報報告弁法」及び「外商投資情報報告の関連事項に関する公告」

「外商投資法」第34条において、外商投資情報報告制度が規定されている。外商投資企業の合併について、「外商投資情報報告弁法」及び「外商投資情報報告の関連事項に関する公告」に従い、企業の投資情報の変更報告、抹消報告等を行う必要がある。

③ 「市場主体登記管理条例」及び「市場主体登記管理条例实施细则」

合併には、抹消登記、変更登記等の会社登記の手続を行う必要がある。「市場主体登記管理条例」及び「市場主体登記管理条例实施细则」では、これらの手続が規定されている。

④ その他

合併は、外貨管理や税務等に係る多くの手続が必要となるため、これらの分野に関する法令も適用される。

(2) 合併の分類：吸収合併と新設合併

合併の基本形態として、吸収合併と新設合併の2つがある。

1つの会社が他の会社を吸収するものを吸収合併という。吸収合併において、被吸収会社は、解散し、会社登記機関での抹消登記の手続を経て、その法人格を消滅させなければならない。吸収する側の会社は、合併後、会社登記機関で変更登記を申請し、引き続き法人格を存続させる。

2社以上の会社が、各自の法人格をいずれも消滅させることを前提として、1社に統合することを新設合併という。この形態で合併した後、元の会社はいずれも会社登記機関での抹消登記手続を経て、その法人格を消滅させなければならない。また、合併後の新設会社は、当然ながら、会社法に定める会社設立の条件に適合していなければならず、会社登記機関で設立登記手続を行い、法人格を取得しなければならない。

中国の事業再編実務においては、吸収合併が一般的であるといえる。

(3) 特定の条件を満たす合併

① 簡易合併

簡易合併とは、多くは親子会社間等の関係会社における合併に適用される方式で、合併する側の会社が、被合併会社の持分の90%以上を保有している場合、「会社法」の規定により、簡易手続の適用を受ける。つまり、被合併会社は株主会決議を行う必要はない（董事会の決議は必要）。

なお、簡易合併の適用に関して、株主会決議を免除されるのは被合併会社（一般的には子会社）のみであり、合併する側（一般的には親会社）については、なおも合併承認の株主会決議が必要がある点に注意しなければならない。また、被合併会社の少数株主は、株主会で反対票を投じることができないため、「会社法」において、当該少数株主の被合併会社への持分買取請求権を認めている。

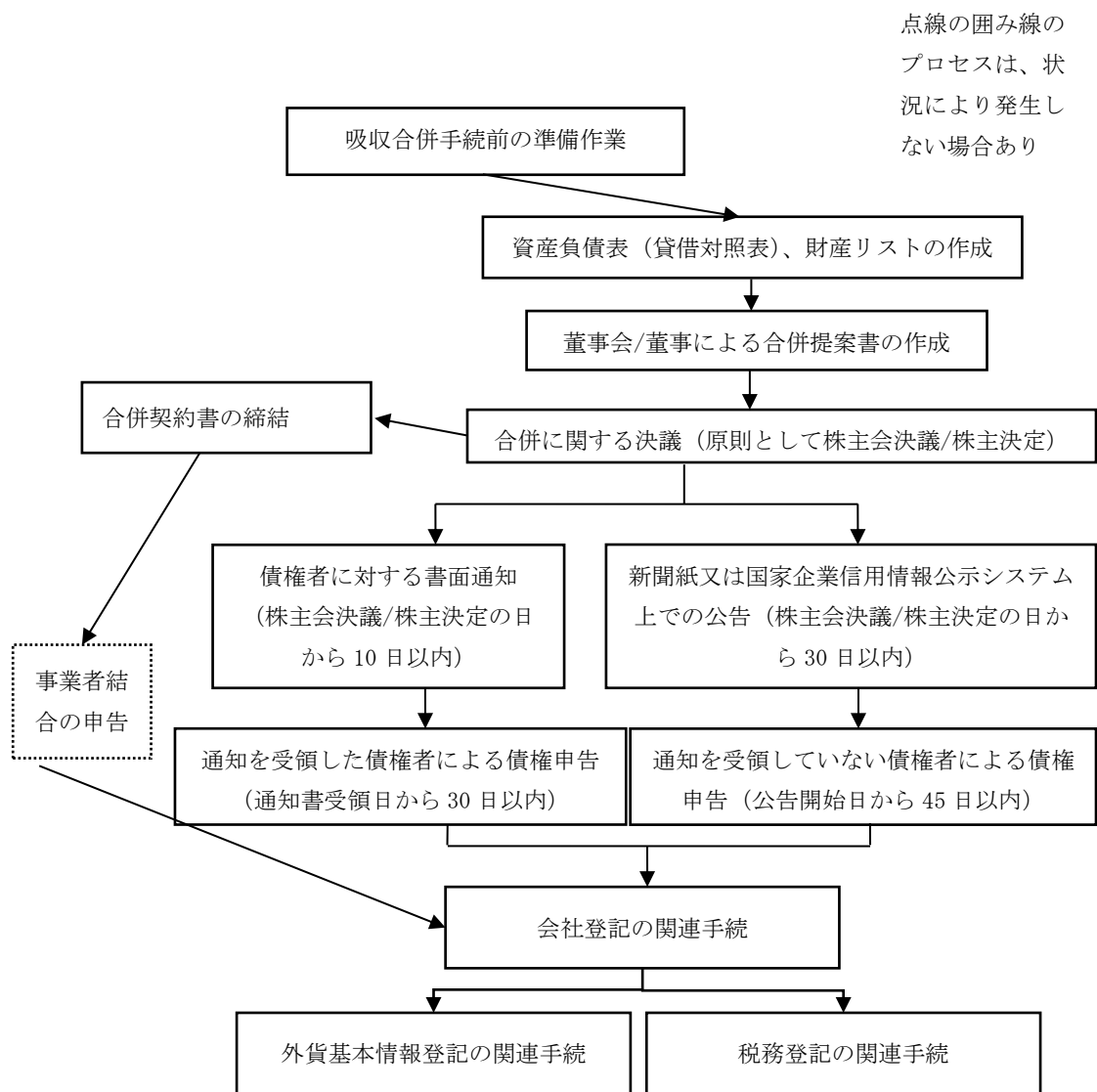
② 小規模合併

小規模合併とは、その合併対価が、合併する会社の純資産の10%を超えない合併をいい、一般的に、大会社が小会社を合併するときに適用される。大会社にとって重大な取引に該当しない、即ち、通常、その株主の権益に侵害を与えることは少ないことから、取引の効率を高めるために、「会社法」では、定款に別段の規定がある場合を除き、株主会決議を要しないとしている（董事会決議は必要）。

なお、小規模合併の適用に関して、株主会決議を免除されるのは合併する側の会社のみである点について注意しなければならない。つまり、被合併会社にとって合併事項は重大であり、その株主の権益に極めて大きく影響するため、株主会決議が必要であり、また、反対株主による被合併会社への持分買取請求権も認められている。

2. 合併に関する手続（吸収合併の場合を例に挙げる）

吸収合併のフローチャートを以下に示す。



(1) 吸収合併手続前の準備作業

- ① （吸収する側の会社及び/又は被吸収会社が合併会社の場合のみ）株主間で協議する。
- ② 市場監督管理機関、税務機関等の政府機関に対し、具体的な合併手続方法等を確認する。取引銀行に対し、外貨関連手続の相談を行う（一般的には、吸収する側の会社が主導し、被吸収会社はこれに協力する）。
- ③ 事業者結合申告の要否を分析し、必要に応じて申告資料を準備する（一般的には、吸収する側の会社が主導し、被吸収会社はこれに協力する）。
- ④ 合併スケジュールを作成する（一般的には、吸収する側の会社が主導し、被吸収会社と協議して確定する）。
- ⑤ 株主会決議書/株主決定書及び債権者通知書（一般的には、吸収する側の会社と被吸収会社がそれぞれ自社分の文書を作成する）、合併契約書及び合併後の定款（一般的には、吸収する側の会社が主導し、被吸収会社と協議して確定する）等の必要書類を準備する。

- ⑥ 合併契約等の法律及び税務上の問題について、弁護士・税理士等の専門家に相談する（一般的には、吸収する側の会社が主導し、被吸収会社はこれに協力する）。

(2) 資産負債表（貸借対照表）及び財産リストの作成

「会社法」第 220 条では、合併にあたり、吸収する側の会社と被吸収会社それぞれの貸借対照表及び財産リストを作成することを義務付けている。そのため、まずは吸収する側の会社と被吸収会社の資産状況を明確にし、株主を含む利害関係者が、会社の現金支払能力、資産による債務返済能力、資産及び負債の現状を把握できるようにしておく必要がある。

(3) 董事会/董事による合併提案書の作成

「会社法」第 67 条、第 75 条によると、董事会/董事は、合併提案書を作成する権限を行使する。合併提案書には、原則として以下の内容が含まれる。

- ① 合併各当事者の基本状況
- ② 合併の理由及び目的
- ③ 合併の方法
- ④ 合併後の登録資本金額及び株主構成
- ⑤ 減資の方法
- ⑥ 資産評価と定価
- ⑦ 債権債務の処理案
- ⑧ 従業員の処遇案
- ⑨ 合併後の経営戦略

吸収する側の会社と被吸収会社それぞれが各自の合併提案書を作成する。

(4) 合併に関する決議

吸収する側の会社と被吸収会社それぞれの董事会/董事より作成された合併提案書について、それぞれの株主会決議（合弁会社の場合）又は株主決定（独資企業の場合）を行う必要がある。「会社法」第 66 条の規定に基づき、合併の決議を行う場合、3 分の 2 以上の議決権を有する株主によって採択しなければならない。

なお、上述したように、簡易合併が適用となる場合、被吸収会社による株主会決議は必要としない。また、小規模合併が適用される場合には、大会社側については株主会決議を必要としない（いずれも董事会決議は必要）。

(5) 合併契約の締結

合併契約には、法律、行政法規に定める事項及び吸収する側の会社と被吸収会社の取決め事項（各当事者が現有する財産の状況及び処理方法、保有する債権、債務の処理等）を明記しなければならない。

(6) 債権者への通知（個別催告）及び公告

「会社法」第 220 条の規定に基づき、合併提案書が株主会決議（株主決定）で採択された後、知れたる債権者に通知を行い（決議・決定が行われた日から 10 日以内）、新聞又は

国家企業信用情報公示システムにて公告を掲載しなければならない（決議・決定が行われた日から 30 日以内）。債権者への通知は書面にて行われなければならない、送達証明を適切に保管する必要がある。

債権者は、通知を受けた日から 30 日以内、通知を受けなかった場合は公告掲載日から 45 日以内に、会社に対して債務の弁済又は相応の担保の提供を請求する権利を有する。

吸収する側の会社と被吸収会社それぞれが債権者への通知（個別催告）及び公告を行う。

(7) 事業者結合申告

合併は中国の事業者結合に該当することから、中国の事業者結合の申告基準に達し、かつ適用可能な免除事由が存在しないとき、合併前に事業者結合申告を行う必要がある。承認される（クリアランス文書を取得する）まで、合併を実施することはできない。吸収する側の会社と被吸収会社はいずれも事業者結合の申告義務を有する申告義務人となるが、前者が事業者結合申告の要否の分析、資料準備、手続の推進等について主導し、後者はこれに協力するのが一般的である。事業者結合の申告の詳細は本レポート第 1 章第 2 節の「2.各方法に共通する留意点」を参照。

(8) 合併に係る手続

会社吸収合併後（事業者結合の申告が必要となる場合はクリアランス文書受領後）、会社は以下の手続を行う必要がある。

- ① 会社登記機関（会社の所在地を管轄する市場監督管理機関）にて、吸収する側の会社は変更登記を、被吸収会社は抹消登記の手続を行うこと
- ② 外商投資情報の報告を行うこと

「外商投資情報報告弁法」及び「外商投資情報報告の関連事項に関する公告」に基づき、会社登記事項の変更登記申請を行う際に、外商投資情報の変更報告書を登記システムから提出する必要がある。なお、外商投資企業が抹消となる場合には当該手続は不要である（会社登記機関から商務主管機関に情報共有され、外商投資情報の抹消報告があったものとみなされる）。したがって、吸収する側の会社は外商投資情報の変更報告書を登記システムから提出すれば、被吸収会社の抹消報告があったものとみなされるため、当該手続は不要となる。

- ① 税務機関に対して、吸収する側の会社は税務変更登記を、被吸収会社は税務抹消登記の手続を行うこと
- ② 会社の所在地にある取引銀行（又は外貨管理局）に対して、吸収する側の会社は外貨基本情報登記の変更を、被吸収会社は外貨基本情報登記の抹消登記の手続を行うこと

3. 合併における重要な検討事項

(1) 債権・債務の承継

合併における債権・債務の承継とは、合併後、存続会社¹⁸又は新設会社¹⁹が、消滅会社²⁰の債権・債務を引き継ぐことをいう。合併による債権・債務の移転は法定移転にあたるため、債権者・債務者の同意を得る必要はなく、合併の通知又は公告により効力を生じる。即ち、通知が送達され、又は公告期間が満了した時点で、存続会社又は新設会社に債権・債務が移転する。

(2) 労務管理

「中華人民共和国労働契約法」²¹（以下、「労働契約法」という）第 34 条に基づくと、使用者において合併が発生した場合でも、元の労働契約は引き続き有効であり、消滅会社の従業員に関する労働契約における権利・義務は、存続会社又は新設会社がそれを承継しなければならない。

なお、労働契約を解除・終了する際に従業員に支払われる経済補償金を算出するための基数となる勤続年数についても、合併時に、存続会社又は新設会社が引き継がなければならないため注意が必要だ。つまり、合併後に、会社側都合により、当該従業員との労働契約を解除・終了する場合には、合併前の勤続年数を含めた通算の勤続年数を基数として、経済補償金を算出しなければならない。なお、消滅会社より経済補償金が既に支払われている場合には、（合併後に経済補償金を算出する状況が生じたとき）合併前の勤続年数を含める必要はない。経済補償金の計算方法は、本レポート第 2 章第 6 節の「3.解散・清算における重要な検討事項」を参照。

また、原則として、合併後も、役職、勤務条件や勤務地等は変わらないようにする必要があるが、余儀ない事情（特に地域を跨ぐ合併による勤務地の変更等）がある場合には、「労働契約法」第 35 条第 1 項により、従業員と協議のうえで労働契約を変更しなければならない。労働契約の変更について合意に至らない場合、「労働契約法」第 40 条第 3 号に定める事由「労働契約の締結時に拠り所とした客観的状況に重大な変化が生じ、労働契約の履行が不可能となり、協議を経ても労働契約の内容変更の合意形成ができない場合」に該当するとみなされ、労働契約の一方的な解除ができる可能性があるが、上記事由に該当するか否かにつき、実務的には、地域によって見解が異なるため、必ずしも「契約解除は適法に行われた」と認定されるとは限らない。ともすれば「違法な労働契約の解除」と認定され、ひいては存続会社又は新設会社による賠償責任が発生する可能性があることから、慎重に検討を行う必要がある。したがって、所在地を管轄する労働仲裁委員会、人民法院が下した合併による契約解除の適法性に関する判断事例を把握しておくことが望ましい。

「労働契約法」第 40 条第 3 号に定める事由に該当することが認められない場合、「労働契約法」第 36 条により、従業員と協議したうえで、労働契約を解除（その場合でも経済補償金の支払が必要となる）することが考えられる。ただし、この場合、法定金額を超え

¹⁸ 本節にいう「存続会社」とは、吸収合併における吸収する側の会社を指す。以下同じ。

¹⁹ 本節にいう「新設会社」とは、新設合併における合併後の新設会社を指す。以下同じ。

²⁰ 本節にいう「消滅会社」とは、吸収合併における吸収される側の会社及び新設合併における全ての合併元の会社を指す。以下同じ。

²¹ 中国語：中華人民共和国劳动合同法。2013 年 7 月 1 日施行。

る経済補償金を支払わなければならない可能性がある。

(3) 許認可・資格の再取得

消滅会社が保有していた許認可・資格は、合併により、存続会社又は新設会社に承継されないため、存続会社又は新設会社があらためて取得する必要がある。消滅会社が運営する事業が、合併後、存続会社又は新設会社に引き継がれるのであれば、シームレスな引き継ぎが実現できるよう、事前に、関連する政府機関に対し、存続会社又は新設会社がこれらの許認可・資格を取得することができるか否か、その手続方法や所要期間等について確認しておくのが無難である。

第3節 分割

分割とは、既存の1社が2社以上の会社に分かれる法律行為をいう。複雑性の高い市場への適応、経営リスクの分散、資源配分の最適化の実現等を目的とした事業再編方法の一種である。

外商投資企業においては、事業再編における一手段として検討されることはあるものの、実例としては、さほど多くない印象である。

以下、中国の外商投資企業の分割における基本的な法的要件、手続の流れ、注意事項等について解説する。

1. 分割に関する法制度

(1) 法的枠組み

外商投資企業の分割については、主に次に掲げる法令を遵守する必要がある。

① 「会社法」

「会社法」第222条及び第223条において、分割に関する手続が規定されている。

② 「外商投資法」、「外商投資情報報告弁法」及び「外商投資情報報告の関連事項に関する公告」

「外商投資法」第34条において、外商投資情報報告制度が規定されている。外商投資企業の分割について、「外商投資情報報告弁法」及び「外商投資情報報告の関連事項に関する公告」に従い、企業の投資情報の変更報告、抹消報告等を行う必要がある。

③ 「市場主体登記管理条例」及び「市場主体登記管理条例实施细则」

分割には、抹消登記、設立登記等の会社登記の手続を行う必要がある。「市場主体登記管理条例」及び「市場主体登記管理条例实施细则」では、これらの手続が規定されている。

④ その他

分割は、外貨管理や税務等に係る多くの手続が必要となるため、これらの分野に関する法令も適用される。

(2) 分割の分類：新設分割と派生分割

分割の基本形態として、新設分割（解散分割ともいう）と派生分割（存続分割ともいう）の2つに大別される。

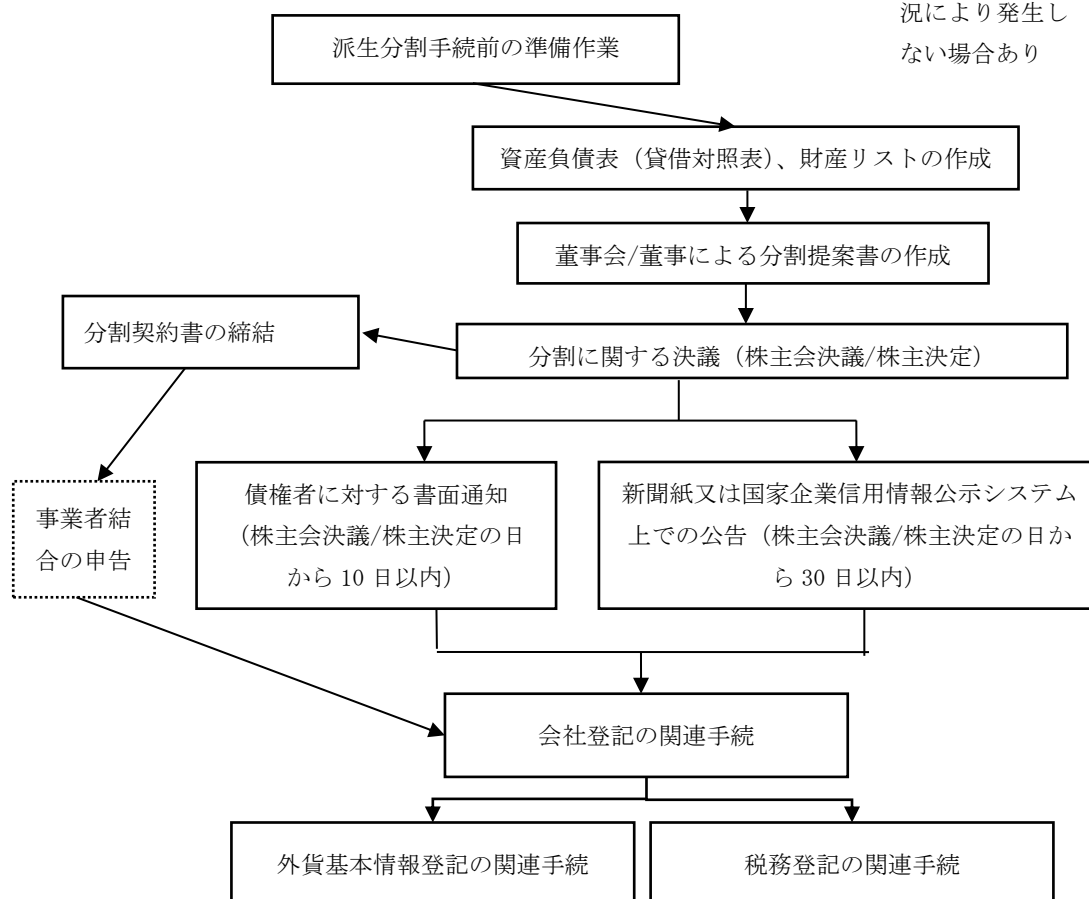
1 社（分割元会社）が 2 社以上の会社に分かれた後、分割元会社の法人格が消滅するものを新設分割という。この形態で分割が行われた後、分割元会社は会社登記機関で抹消登記の手続きを経て、その法人格を消滅させなければならない。また、分割後、新設する 2 社以上の会社は、当然ながら、会社法に定める会社設立の条件に適合していなければならず、会社登記機関で設立登記の手続きを行い、法人格を取得しなければならない。

1 社（分割元会社）がその一部を分割し、1 社以上の法人格を有する新会社を設立し、分割元会社の法人格はそのまま存続させる形態を派生分割という。この形態で分割が行われた後、分割元会社は、会社登記機関で変更登記を申請する必要がある。新設する 1 社以上の会社は、当然ながら、会社法に定める会社設立の条件に適合していなければならず、会社登記機関で設立登記の手続きを行い、法人格を取得しなければならない。

2. 分割に関する手続（派生分割の場合を例に挙げる）

派生分割のフローチャートを以下に示す。

点線の囲み線の
プロセスは、状
況により発生し
ない場合あり



(1) 派生分割手続前の準備作業

- ① （分割元会社が合併会社の場合のみ） 株主間で協議する。
- ② 市場監督管理機関、税務機関等の政府機関に対し、具体的な分割手続方法等を確認する。取引銀行に対し、外貨関連手続の相談を行う。

- ③ 事業者結合申告の要否を分析し、必要に応じて申告資料を準備する。
- ④ 分割スケジュールを作成し、株主会決議書/株主決定書、分割後の定款、債権者通知書、分割契約書等の必要書類を準備する。
- ⑤ 分割契約等の法律及び税務上の問題について、弁護士・税理士等の専門家に相談する。

(2) 資産負債表（貸借対照表）及び財産リストの作成

「会社法」第 222 条では、会社分割の際、その財産についても相応に分割しなければならないと規定している。また、分割にあたり、貸借対照表及び財産リストを作成することを義務付けている。そのため、まずは会社の資産状況を明確にし、株主を含む利害関係者が、会社の現金支払能力、資産による債務返済能力、資産及び負債の現状を把握できるようにしておく必要がある。

(3) 董事会/董事による分割提案書の作成

「会社法」第 67 条、第 75 条によると、董事会/董事は、分割提案書を作成する権限を行使する。分割提案書には、原則として以下の内容が含まれる。

- ① 分割前後の会社の名称（商号）
- ② 分割の基準日
- ③ 分割の理由及び目的
- ④ 分割の方法
- ⑤ 分割後の会社の登録資本金及び払込資本金
- ⑥ 分割後の株主（発起人）が引き受け、及び払い込んだ出資額の状況
- ⑦ 事業と財産分割案
- ⑧ 債権債務の処理案
- ⑨ 従業員の処遇案
- ⑩ 分割後の経営戦略

(4) 分割に関する決議

董事会/董事より作成された分割提案書について、株主会決議（合併企業の場合）又は株主決定（独資企業の場合）を行う必要がある。「会社法」第 66 条の規定に基づき、分割の決議を行う場合、3 分の 2 以上の議決権を有する株主によって採択しなければならない。

(5) 分割契約の締結

法律上、分割契約の締結は義務化されていないが、実務では、会社分割契約を締結するのが一般的である。契約書には、通常、分割の各当事会社の財産の状況及び処理方法、分割の各当事会社が保有する債権、債務の処理等の事項を含める。

なお、契約時点で、新設会社はまだ設立されていないため、実務上、分割元会社と新設会社の発起人株主が、分割契約の当事者となるのが一般的である。そのため、分割契約の法的拘束力について、新設会社の発起人株主だけでなく、分割後に設立される新設会社も含まれることを明確に定めておくのがよいと考えられる。

(6) 債権者への通知（個別催告）及び公告

「会社法」第 220 条の規定に基づき、分割提案書が株主会決議（株主決定）で採択された後、知れたる債権者に通知を行い（決議・決定が行われた日から 10 日以内）、新聞又は国家企業信用情報公示システムにて公告を掲載しなければならない（決議・決定が行われた日から 30 日以内）。債権者への通知は書面にて行われなければならない、送達証明を適切に保管する必要がある。

(7) 事業者結合申告

分割のスキームによっては、事業者結合の申告が必要となる可能性がある。例えば、日本企業 A 社と中国の国有企業 B 社が共同支配している C 社が、D 社と E 社に分割され、A 社が D 社を、B 社が E 社を単独支配する場合、いずれも事業者結合に該当する。詳細は本レポート第 1 章第 2 節の「2.各方法に共通する留意点」を参照。

(8) 分割に係る手続

会社派生分割後（事業者結合の申告が必要となる場合はクリアランス文書受領後）、会社は以下の手続を行う必要がある。

- ① 会社登記機関（会社の所在地を管轄する市場監督管理機関）に対して、分割元会社は変更登記を、新設会社は設立登記の申請手続を行うこと
- ② 外商投資情報の報告を行うこと

「外商投資情報報告弁法」及び「外商投資情報報告の関連事項に関する公告」に基づき、会社登記事項の変更登記申請を行う際に、外商投資情報の変更報告書を登記システムから提出する必要がある。また、新設会社が外商投資企業である場合、その設立登記申請の際、その投資者たる外国企業は、外商投資情報の初期報告書を登記システムから提出する必要がある。つまり、分割元会社は外商投資情報の変更報告書を、新設会社の投資者（外国企業）は外商投資情報の初期報告書を、それぞれ登記システムから提出する必要がある。

- ① 税務機関に対して、分割元会社は税務変更登記を、新設会社は税務登記を申請すること
- ② 会社の所在地にある取引銀行（又は外貨管理局）に対して、分割元会社は外貨基本情報登記の変更を、新設会社（外商投資企業である場合）は外貨登記申請を行うこと

3. 分割における重要な検討事項

(1) 分割後の債権・債務の負担規則

「会社法」第 223 条では、「会社分割前の債務については、分割後の会社が連帯して責任を負う。ただし、会社が分割前に債権者と債務の弁済について合意した書面による別段の約定がある場合はこの限りでない」と定めている。

通常、分割後の各会社²²の財産は、分割元会社に比べて減少することから、債権者の利益に大きな影響を及ぼす。また、分割元会社の資産や債権・債務を、分割後の各会社間でどのように分配するかは、原則として、分割元会社が自由に決定することができる。その

²² 本節でいう「分割後の各会社」とは、新設分割と派生分割において新設する会社を指す。以下同じ。

ため、分割元会社が、債務を下回る資産しか持たない1社に債務を分配すれば、債権者が債権を回収できなくなる可能性が生じる。

このため、「会社法」では、私的自治の原則により、会社分割前に、債権者との間で、債務の弁済について約定がある場合は、それに従って実行し、約定がない場合は、分割後の会社が連帯して責任を負うと定めている。

換言すれば、当該会社が債権者との間で、分割前に、債務の弁済について書面で合意していれば、分割後、他の会社は責任を負わない。約定がない場合は、分割後の各会社が連帯責任を負うことから、債権者は、分割後の各会社いずれにも債務の弁済を要求することができる。

(2) 労務管理

「労働契約法」第34条に基づくと、使用者において分割が発生した場合、元の労働契約は引き続き有効であり、労働契約はその権利と義務を承継する使用者が引き続き履行する。

分割は、合併の場合と同じく、役職、勤務条件や勤務地等の変更、勤務年数の計算、解雇等の面において労務管理上の問題が生じ易い。詳細については、本レポート第2章第2節の「3. 合併における重要な検討事項」を参照。

(3) 許認可・資格の再取得

分割元会社が保有する許認可・資格は、そのまま分割後の各会社に承継されるわけではない。また、分割元会社において従来認められていた許認可・資格が、分割の結果、その要件を満たさなくなる場合もある。したがって、事前に、関連する政府機関に対し、分割後の各会社がこれらの許認可・資格を取得することができるか否か、その手続方法や所要期間等について確認しておくのが無難と思われる。

第4節 減資

減資とは、必要な手続を経て、会社の登録資本金を減少させる法律行為をいう。

一般的に、資本効率の向上、欠損てん補、出資義務の消滅、株主構成の調整等の目的で減資が行われる。

以下、中国の外商投資企業の減資における基本的な法的要件、手続の流れ、注意事項等について解説する。

1. 減資に関する法制度

(1) 法的枠組み

外商投資企業の減資については、主に次に掲げる法令を遵守する必要がある。

① 「会社法」

「会社法」第 224 条から第 226 条において、減資に関する手続及び違反行為による法的責任が規定されている。

② 「外商投資法」、「外商投資情報報告弁法」及び「外商投資情報報告の関連事項に関する公告」

第 34 条に定める外商投資情報報告制度に従い、その投資情報（減資に係る情報）を報告する義務があるので、「外商投資情報報告弁法」及び「外商投資情報報告の関連事項に関する公告」に従い、企業の投資情報の変更報告を行う必要がある。

③ 「市場主体登記管理条例」及び「市場主体登記管理条例実施細則」

登録資本の変更登記手続について規定されている。

④ その他

減資は、外貨管理や税務等に係る多くの手続が必要となるため、これらの分野に関する法令も適用される。

(2) 減資の分類

① 実質減資と形式減資

減資により会社の純資産が減少するものを「実質減資」といい、純資産が減少しないものを「形式減資」という。「実質減資」では、通常、株主に対し出資の払戻が行われ、又は未払込分の出資義務が免除される。つまり、本来あるべき純資産が減ることから、会社の対外的な支払能力や与信に影響を及ぼし、債権者の権利が侵害される可能性がある。一方、「形式減資」は、欠損てん補等のために資本金を取崩すことを指し、会社の純資産は変わらないため、通常、会社の支払能力や与信は下らず、債権者に不利益となる可能性は比較的低い。

本レポートの目的に照らし、本節では「実質減資」を取り上げて説明する。

② 独資企業の減資と合併会社の減資

独資企業（外国企業の100%子会社）では、他に株主が存在しないことから、減資に関する協議を行う必要はなく、株主決定だけで足りる。複数の株主が出資している合併会社における減資の場合、株主間の減資に関する協議（株主会決議）が必要となり、また、「定向減資」（非按分型減資）を行う場合には、株主全員の同意を取得する必要がある。

③ 同比減資（按分減資）と定向減資（非按分型減資）

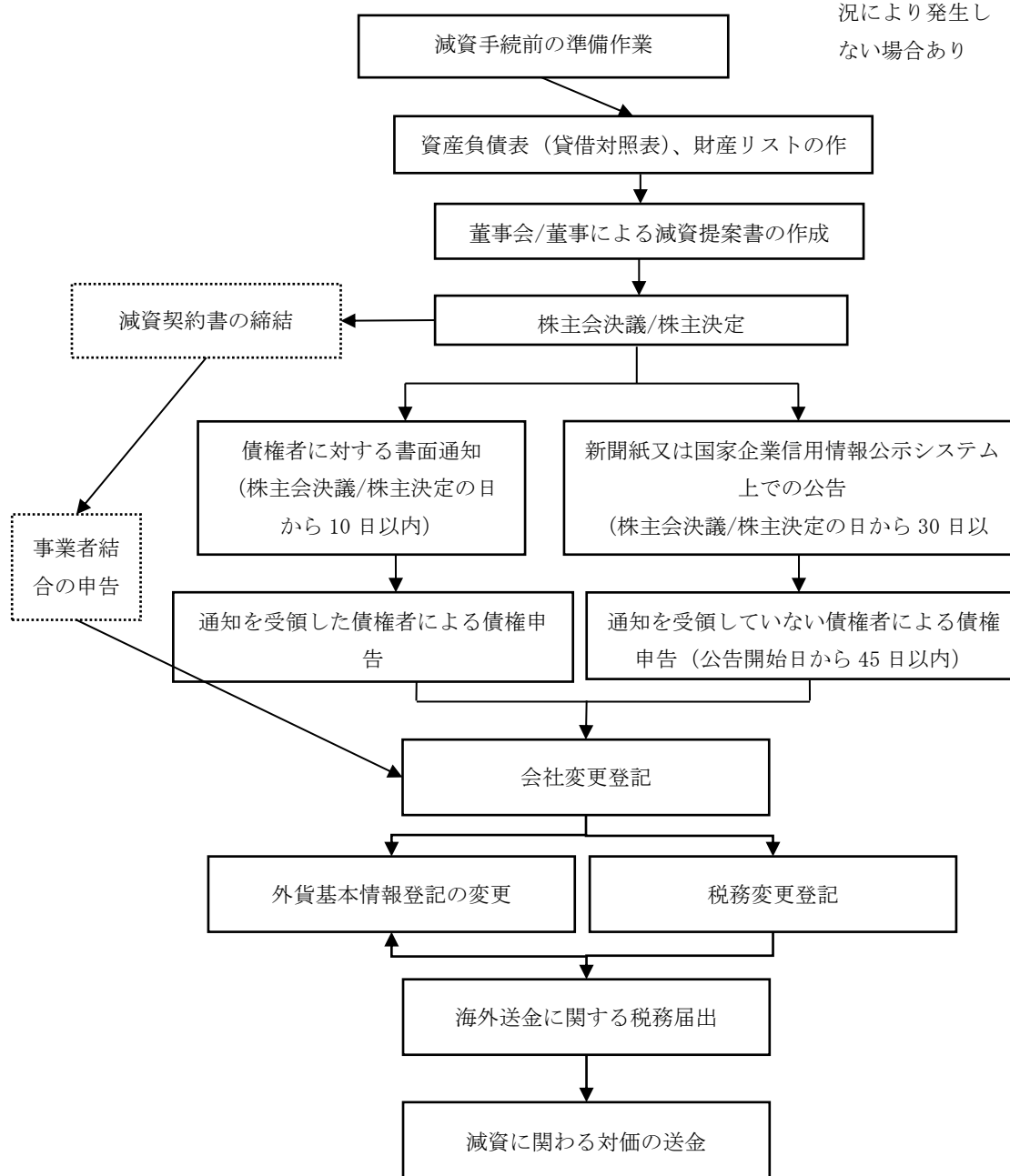
複数の株主が出資している合併会社において減資が行われる場合、「同比減資」（按分減資）又は「定向減資」（非按分減資）の方法を選択することができる。「同比減資」とは、各株主の出資持分比率に応じて按分に減資を行うことであり、減資後も株主構成は変わらない。一方、「定向減資」とは、各株主の出資持分比率によらない、つまり非按分型の減資を行うことであり、減資後に株主構成が変動する。場合によっては、一部の株主が合併から抜けたり、会社の実質的な支配権が変動したりといった結果をもたらす場合もある。そのため、合併会社からの撤退手段の一つとして、「定向減資」の方法を考慮することもできる。

出資持分譲渡と同じく、外国企業の出資持分だけを減資する方法、即ち、「定向減資」（非按分減資）は、外国企業による合併会社からの出資引き揚げ手段の一つとなっている。

2. 減資に関する手続

減資のフローチャートを以下に示す。

点線の囲み線の
プロセスは、状
況により発生し
ない場合あり



(1) 減資手続前の準備作業

- ① （合弁会社の場合のみ）他の株主と協議する。特に「定向減資」（非按分型減資）を行う場合は全株主の合意を取得する。
- ② 減資によって取得する金額を確定する。必要に応じて第三者評価機関に委託し、会社の評価額を推算する。
- ③ 市場監督管理機関、税務機関等の政府機関に対し、具体的な減資手続方法等を確認する。取引銀行に対し、外貨関連手続の相談を行う。
- ④ 事業者結合申告の要否を分析し、必要に応じて申告資料を準備する。
- ⑤ 減資スケジュールを作成し、株主会決議書/株主決定書、減資後の定款、債権者通知書、減資契約書（必要な場合）等の必要書類を準備する。
- ⑥ 減資契約等の法律及び税務上の問題について、弁護士・税理士等の専門家に相談す

る。

(2) 資産負債表（貸借対照表）及び財産リストの作成

「会社法」第 224 条では、減資にあたり、貸借対照表及び財産リストを作成することを義務付けている。そのため、まずは会社の資産状況を明確にし、株主を含む利害関係者が、会社の現金支払能力、資産による債務返済能力、資産及び負債の現状を把握できるようにしておく必要がある。

(3) 減資提案書の作成

「会社法」第 67 条、第 75 条によると、董事会/董事は、減資提案書を作成する権限を行使する。減資提案書には、以下の内容が含まれる。

- ① 減資前の登録資本（金額）
- ② 減資の理由及び目的
- ③ 減資に関わる株主及びそれぞれの減資額
- ④ 減資後の登録資本（金額）及び株主構成
- ⑤ 減資の方法
- ⑥ 払戻価格の決定及び支払の手配
- ⑦ 減資が会社に与える影響
- ⑧ 債権者の利益に関する取扱い

(4) 株主会決議（株主決定）及び定款の変更

董事会/董事より策定された減資提案書について、株主会より決議（合弁会社の場合）又は株主決定（独資企業の場合）を行う必要がある。

株主会決議については、定款に減資に関する特別な決議要件が定められている場合には、その要件を満たさなければならない。法定の決議要件は、減資の種類によって異なる。

「同比減資」（按分減資）の場合、「会社法」第 66 条の規定により、議決権の 3 分の 2 以上を有する株主の賛成が必要となる。「定向減資」（非按分型減資）の場合、特段の定めがない限り、「会社法」第 224 条の規定に基づき、全株主の同意が必要となる。ここでいう「全株主」には、会議に出席していない株主も含まれることから注意が必要である。

(5) 減資契約書の締結

減資に関する手続上、減資契約の締結は必須ではないが、合弁会社においては、定向減資（非按分型減資）や法律及び事実関係が複雑な同比減資（按分減資）の場合には、各当事者の権利義務を明確にするために、減資契約が締結されるのが一般的である。

減資契約の締結時期についても、法律上、明文化されていないが、一般的に会社と株主によって締結されるため、会社の株主会決議で減資が可決された後に締結することが望ましい。

(6) 債権者への通知（個別催告）及び公告

「会社法」第 224 条の規定に基づき、減資提案書が株主会決議（株主決定）で採択された後、知れたる債権者に通知を行い（決議・決定が行われた日から 10 日以内）、新聞又は国家企業信用情報公示システムにて公告を掲載しなければならない（決議・決定が行われた日から 30 日以内）。債権者への通知は書面にて行われなければならない、送達証明を適切に保管する必要がある。

債権者は、通知を受けた日から 30 日以内、通知を受けなかった場合は公告掲載日から 45 日以内に、会社に対して債務の弁済又は相応の担保の提供を請求する権利を有する。

(7) 事業者結合申告

合併会社において、減資によって支配権の変動が生じる場合（例えば、2 社が出資した合併会社において、一方が出資を引き揚げ、他方が単独支配することになる等）、中国の事業者結合の申告基準に達し、かつ適用可能な免除事由が存在しないとき、減資前に事業者結合申告を行う必要がある。承認される（クリアランス文書を取得する）まで、減資を実施することはできない。詳細は本レポート第 1 章第 2 節の「2.各方法に共通する留意点」を参照。

(8) 減資に係る手続

上述の債権者保護手続期間が経過した時点で（事業者結合の申告が必要となる場合はクリアランス文書受領後）、会社は以下の手続を行う必要がある。

- ① 会社登記機関（会社の所在地を管轄する市場監督管理機関）に対して、会社登記事項の変更登記申請を行うこと
- ② 外商投資情報の変更報告を行うこと
- ③ 対象会社の所在地にある取引銀行（又は外貨管理局）に対して、外貨基本情報登記の変更を行うこと
- ④ 税務機関に対して、税務変更登記を行うこと

なお、欠損てん補等のための「形式減資」の場合、以下のとおり、手続は簡略化できる。

- ① 資産負債表（貸借対照表）及び財産リストの作成は必須ではない。
- ② 債権者への通知（個別催告）は必須ではない（公示は必須）。
- ③ 減資前の債務の弁済や追加の担保提供は必須ではない。

3. 減資における重要な検討事項

(1) 定向減資（非按分減資）の合意

有限責任会社の減資に関しては、「同比減資」（按分減資）により行うことが「会社法」第 224 条において定められているが、但し書きにおいて、法律に別段の定めがある場合や全株主間で合意がある場合にはその限りでないとしている。そのため、一部の株主が、出資を引き上げたい、合併から抜きたいといった意向により「定向減資」（非按分減資）の実施を望む場合には、事前に他の株主との間で合意を形成する必要がある。

他の株主との間で合意に達しないまま減資を行い、株主構成が変わってしまった場合、「違法な減資」とみなされる可能性がある。「会社法」第 226 条の規定によれば、違法な減資は無効となり、株主は減資により払い戻された資金を返還しなければならない。さらに、「違法な減資」により、会社に損害を与えた場合には、株主及び責任を負う董事、監事、高級管理職が賠償責任を負うこととなる。

(2) 債権者保護手続

前述のとおり、減資を行うにあたり、「会社法」の規定に従い、知れたる債権者へ通知（個別催告）し、公示を行う必要があるが、仮にその義務履行を怠った場合、「違法な減資」と認定され、減資無効となり、法的責任が追及される可能性がある。

(3) 減資に関わる対価の支払

減資を行う株主にとって、会社の財務状況を把握し、減資によって得られる資金の会社の支払能力やその全額支払を確保することは極めて重要な事項である。資金の全額支払確保策として、以下の方法を講じることができる。

- ① 会社又はその関連当事者に資金支払に関する担保提供を求める。
- ② 会社に保証金の支払を求める。
- ③ エスクロー口座の活用
エスクロー口座を開設できるのは会社側となるが、エスクロー口座に入金後の資金移動については、会社と減資を行う株主の共同による決定を必要とする条件を設定することができる。詳細については、本レポート第2章第1節の「3.出資持分譲渡における重要な検討事項」を参照。

(4) 税金納付

減資を行う株主にとって、企業所得税の納税義務が生じる。「企業所得税に係る若干の問題に関する国家税務総局の公告（国家税務総局公告 2011 年 34 号）」²³の第5条に基づき、減資によって得られた金額中、初期出資分は投資回収とし、未払配当金及び利益剰余金（払込資本金の減額率に応じた部分）にあたる部分は配当所得とし、その他の部分は投資資産譲渡所得として、企業所得税を計算する。

なお、減資を行う株主が非居住者企業である場合、納付すべき企業所得税につき、会社が源泉徴収し、代わりに納付する（非居住者企業の詳細については、本レポート第2章第1の「3.出資持分譲渡における重要な検討事項」を参照）。

(5) 外貨管理リスク

「資本項目外貨業務手引き（2024 年版）」によると、減資によって得られる資金（国外送金又は国内再投資が可能な金額）は、原則として外国投資家の払込済登録資本の減少分に限られ、資本剰余金、利益剰余金、未配当利益等のその他の持分は含まれないものとする。

したがって、外国株主が減資によって得られた金額が払込済登録資本を超える場合、その超過分については国外送金も国内再投資も認められない。

この場合、超過分を当該株主への配当金として受け取れば、理論上、国外送金を行うことも可能であると考えられるが、実際にこの方法で国外送金が可能となるのか否か、その具体的な手続方法等については、事前取引銀行に確認を行うことが望ましい。

²³ 中国語：国家税务总局关于企业所得税若干问题的公告。2011 年 7 月 1 日施行。

第5節 事業譲渡

事業譲渡とは、通常、会社が保有する設備、知的財産、不動産等の有形・無形資産、営業活動、従業員、債権・債務といった対象物となる事業を他社（買い手）に譲渡することをいうが、中国の現行法令上、事業譲渡という明確な概念は存在せず、事業再編の一手法として扱われる点に留意が必要である。

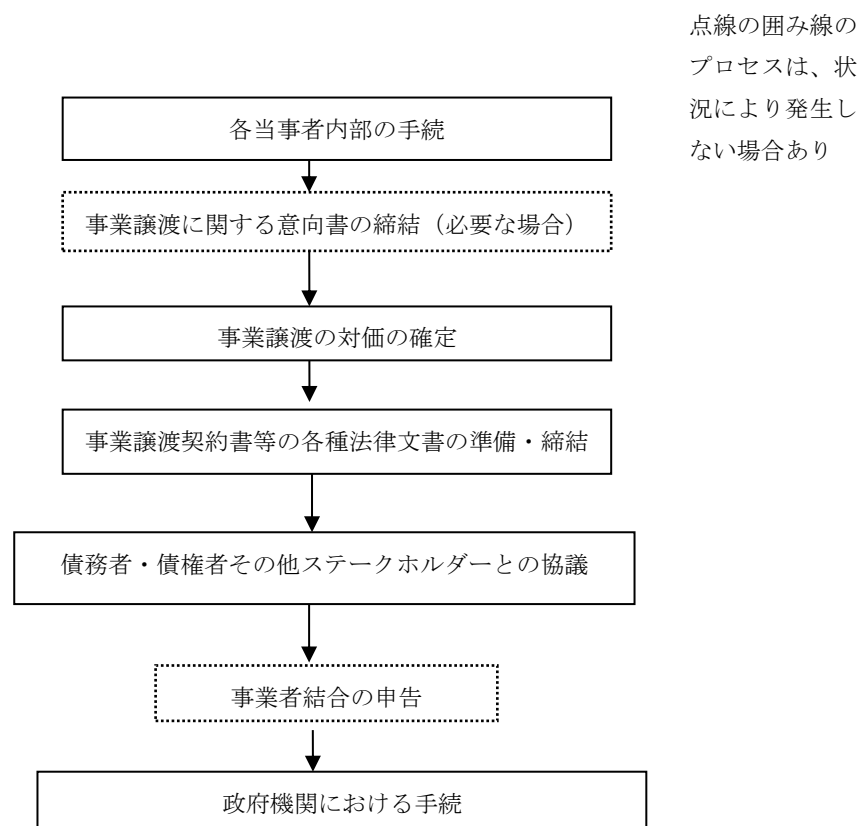
本節では、外商投資企業が事業譲渡を行うことを想定したうえで、事業譲渡の基本的な法的枠組み、手続要件、及び実務上の留意点について解説する。

1. 事業譲渡に関する法制度

既述のとおり、中国の現行法令には、事業譲渡に関する一元的な規定が存在しないことから、事業譲渡を実施する際には、「会社法」、「外商投資法」、「労働契約法」、「中華人民共和国民法典」²⁴（以下、「民法典」という）、知的財産に関する法令等の関連法規を総合的に勘案しながら進める必要がある。

2. 事業譲渡の流れ

以下、一般的な事業譲渡のプロセスを示す。なお、実務上は所轄の政府機関ごとに取扱いが異なる場合があるため、事業譲渡の計画の段階で、所在地を管轄する関係機関に確認を入れるのが望ましい。



²⁴ 中国語：中華人民共和国民法典。2021年1月1日施行。

(1) 各当事者内部の手続

事業譲渡は会社の重要な経営判断に該当するため、譲渡会社及び譲受会社の双方において、譲渡の可否、譲渡対象、譲渡価格等について、株主会又は董事会の決議を経る必要がある。

(2) 事業譲渡に関する意向書の締結（必要な場合）

事業譲渡を進めるにあたり、必要に応じて、当事者間で意向表明書（LOI）や基本合意契約書（MOU）を締結することを考慮することができる。これにより、デューデリジェンスや最終契約（DA）交渉の円滑化を図ることができる。

(3) 事業譲渡の対価の確定

事業譲渡の金額・価格は、資産査定、財務及び法務デューデリジェンス、当事者間の交渉結果等を総合的に考慮して確定する。特に、企業価値の算定に関しては、独立した第三者評価機関の意見を参考にすることが推奨される。

(4) 事業譲渡契約書等の各種法律文書の準備・締結

事業譲渡に関する契約書には、対象物、譲渡価格、債権債務の処理、従業員の処遇、税務負担（適用される場合）等の重要事項を明記する必要がある。

(5) 債務者・債権者その他ステークホルダーとの協議

事業譲渡に伴い、債権債務の移転又は契約の承継が生じる場合には、債務者・債権者、契約の相手方と協議し、必要な合意を得る必要がある。

(6) 事業者結合申告

事業譲渡が実施された場合において、譲受企業が当該事業の支配権を取得することになり、かつ、譲受企業及び当該事業の前年度の売上高が国務院の定める申告基準に達し、申告の免除事由が存在しないとき、譲受企業による当該事業の譲受行為について、事前に経営者結合の申告を行う必要がある。詳細は本レポート第1章第2節の「2.各方法に共通する留意点」を参照。

(7) 政府機関における手続

事業譲渡を専ら司る担当機関や、一元的な審査・届出制度は存在しない。実務上、商務機関や市場監督管理機関等が担当となることから、譲渡される内容や当事者の業界が明確になった時点で、早い段階からそれらの政府機関に問い合わせることが望ましい。

なお、事業譲渡を進めるにあたっては、社内決議、契約・定款の変更、債権者・従業員との協議に要する時間を考慮し、スケジュール管理を怠らないことが重要となる。

3. 事業譲渡における主な法的問題

事業譲渡を実施するうえで、留意すべき主な法的問題としては以下のとおり。

(1) 労働問題

従業員が譲渡事業とともに譲受会社に転籍する場合、雇用主が変わるため、従業員と労

働条件等について話し合い、その同意を得る必要がある。従業員が転籍されず、労働契約を解除する場合には、違法な労働契約解除に該当することがないように十分に注意し、経済補償金等の支払について従業員と協議を行わなければならない。

そのため、役職、勤務条件や勤務地等の変更、勤務年数の計算、解雇等について事前に十分な検討を行う必要がある。詳細については、本レポート第2章第2節の「3. 合併における重要な検討事項」を参照。

(2) 債権・債務の処理

明確な規定はないが、理論上、事業譲渡に関わる債権・債務は、譲渡対象となる事業とともに譲渡されるものではないと考えられる。

「民法典」によると、外商投資企業が債権者である場合には、債権に関わる事業を譲渡するにあたり、債務者に通知すれば足りる（第540条）。一方、債務者である場合には、債権者の同意を得なければならない（第551条）。

なお、外商投資企業と債権者・債務者との間に別段の定めがあるときは、これに従う。

(3) 契約関係の処理

事業譲渡に伴って、一部の契約（賃貸借契約、譲渡対象事業に関わる取引契約等）の移転が生じる可能性がある。契約移転の方法には、主に、契約上の地位（権利義務）の承継、原契約の解除・新規契約の締結という2つが考えられる。

「民法典」第555条及び第556条によると、契約に別段の規定がない限り、契約上の地位（権利義務）の承継について、契約相手方の同意を得る必要があるため、契約相手方との交渉が不可欠となる。特に重要な取引先との契約は、当該事業の承継・存続にとって大きな影響を与えるため、慎重に交渉を重ねることが推奨される。譲渡会社、契約の相手方及び譲受会社の三者間で覚書等の法律文書を締結することが望ましい。

原契約を合意解除し、新たに契約を締結する場合には、シームレスに引き継げるよう、また、違約金や損害賠償が発生しないよう、契約相手方との交渉を進める必要がある。

なお、譲渡会社が当事者として締結した契約において、「一方当事者が事業譲渡を行う場合、契約は終了となり、又は他方当事者より契約を解除することがきる」という旨の取決めがある場合、事業譲渡を行うにあたり、慎重に対応することが求められる。

(4) 税務

事業譲渡にかかる税目は多岐にわたるが、一般的に、譲渡会社に対し次の税が課される。

- ① 譲渡益→企業所得税
- ② 無形資産・不動産・固定資産の価値増加分→増値税
- ③ 土地使用権・不動産財産権の価値増加分→土地増値税

税務問題は、事業譲渡において重要な問題であることから公認会計士や税理士を起用し、検証を行うことが推奨される。

(5) 外貨管理リスク

事業譲渡後、国外送金を行う可能性がある場合、実際にどれぐらいの金額の送金が可能

となるのか、具体的な手続方法等について、事前取引銀行に確認を行うことが望ましい。

第6節 解散・清算

1. 解散・清算に関する法制度

(1) 「会社法」及び関連司法解釈

有限責任会社の解散・清算については、「会社法」第12章（第229条から第242条まで）及び『中華人民共和国会社法』の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定（二）（2020年改正）²⁵（以下、「会社法司法解釈二」という）において詳細に定めている。

(2) 「労働契約法」、「中華人民共和国労働契約法实施条例」²⁶及び関連司法解釈

解散・清算に伴う人員整理については、「労働契約法」、「中華人民共和国労働契約法实施条例」（以下、「労働契約法实施条例」という）及び「労働紛争事件の審理における法律適用に関する最高人民法院の解釈（一）」²⁷（以下、「労働紛争司法解釈一」という）において詳細に定めている。

(3) 「外商投資情報報告弁法」及び「外商投資情報報告の関連事項に関する公告」

「外商投資法」第34条において、外商投資情報報告制度が規定されている。外商投資企業の解散について、「外商投資情報報告弁法」及び「外商投資情報報告の関連事項に関する公告」に従い、企業の抹消報告を行う必要がある。

(4) 「市場主体登記管理条例」及び「市場主体登記管理条例施行細則」

解散・清算完了後、会社の抹消登記を行う必要がある。抹消登記について、「市場主体登記管理条例」及び「市場主体登記管理条例施行細則」において明確に定めている。

(5) その他

解散・清算は、税務や税関等に係る多くの手続が必要となるため、これらの分野に関する法令も適用される。

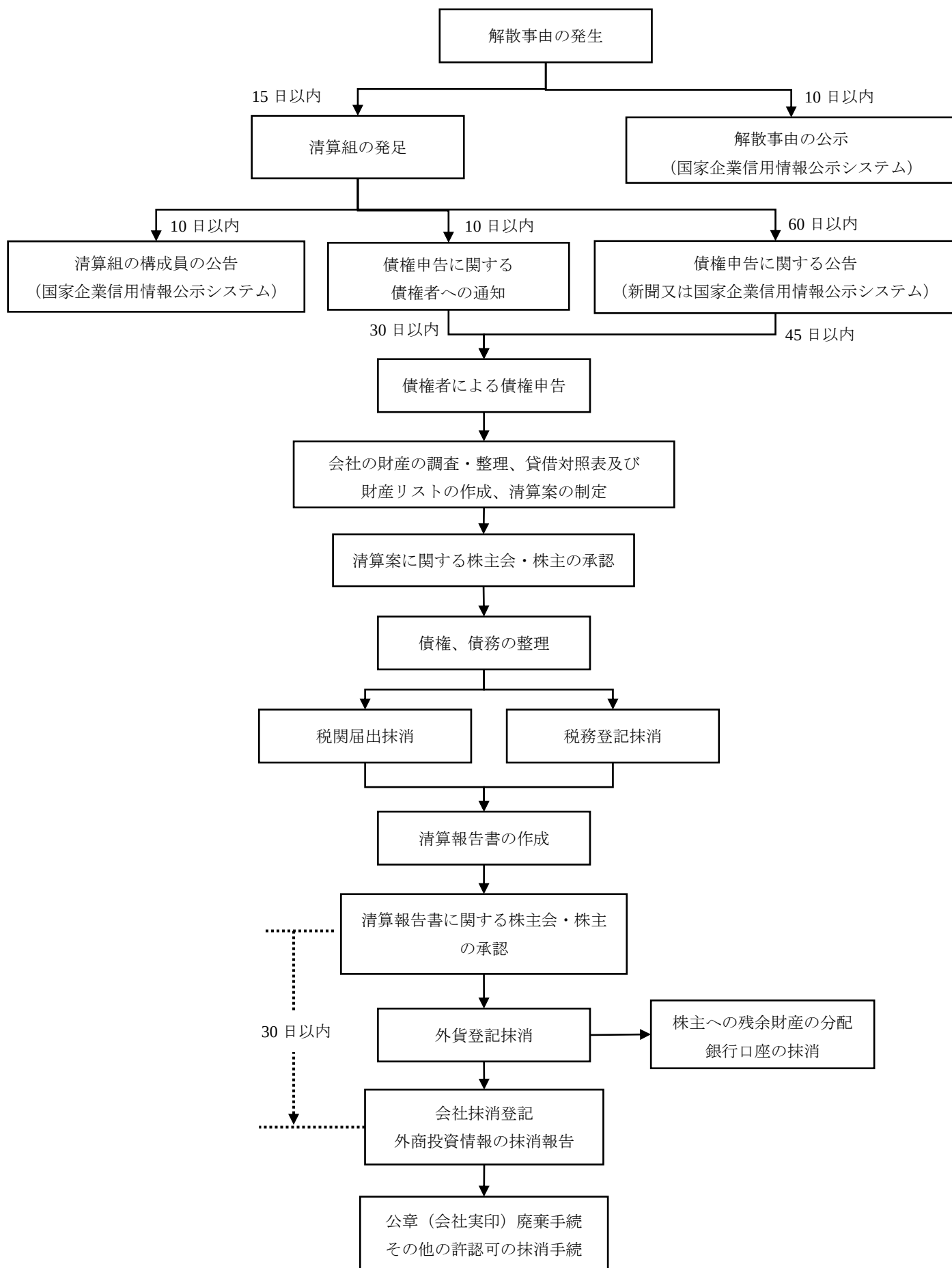
2. 解散・清算の流れ

解散・清算のフローチャートを以下に示す。

²⁵ 中国語：最高人民法院关于适用《中华人民共和国公司法》若干问题的规定（二）（2020年修订）。2021年1月1日施行

²⁶ 中国語：中华人民共和国劳动合同法实施条例。2008年9月18日施行

²⁷ 中国語：最高人民法院关于审理劳动争议案件适用法律问题的解释（一）。2021年1月1日施行



(1) 解散事由の発生

対象会社は、以下の事由により解散する。(会社法第 229 条)

- ① 会社定款に定める営業期間が満了したとき又は会社定款に定めるその他の解散事由が生じたとき
- ② 株主会が解散の決議（又は株主が解散の決定）を行ったとき
- ③ 会社の合併又は分割により解散が必要なとき
- ④ 法により営業許可証が取り消され、閉鎖を命じられ、又は取り消されたとき
- ⑤ 会社の経営管理に重大な困難が生じ、引き続き存続すると株主の利益に重大な損失を被らせるおそれがあり、その他の方法によっても解決できない場合において、人民法院より解散命令が出されたとき

対象会社が①②③の事由により解散する場合、株主会による解散の決議又は株主による解散の決定が必要である。

(2) 解散事由の公示

対象会社は、解散事由が生じた場合、10 日以内に国家企業信用情報公示システムを通じて解散事由を公示しなければならない。(会社法第 229 条)

(3) 清算組の発足及び清算組の構成員の公告

董事は、対象会社の清算義務者として、解散事由が生じた日から 15 日以内に清算組を組成し、清算を行う。清算組は董事により構成される。ただし、対象会社定款に別段の規定がある場合、又は株主（会）が他の人員を選出することを決議した場合はこの限りでない。(会社法第 232 条)

清算組は、清算期間において以下の職権を行使する。(会社法第 234 条)

- ① 会社の財産を整理し、貸貸対照表及び財産リストを作成すること
- ② 債権者に通知し、又は公告を行うこと
- ③ 清算に関連する会社の残留業務を処理すること
- ④ 未納の税金及び清算の過程において生じた税金を納付すること
- ⑤ 債権、債務を整理すること
- ⑥ 会社が債務を弁済した後の残余財産を分配すること
- ⑦ 会社を代表して民事訴訟活動に参加すること

清算組は、その設立日から 10 日以内に清算組の構成員及び清算組の責任者を国家企業信用情報公示システムを通じて公告する。(市場主体登記管理条例第 32 条)

(4) 債権申告に関する債権者への通知、債権申告に関する公告、債権者による債権申告

清算組は、設立日から 10 日以内に債権者に通知しなければならない、かつ 60 日以内に新聞又は国家企業信用情報公示システム上で公告を行わなければならない。債権者は、通知を受けた日から 30 日以内、通知を受けていない場合は公告の日から 45 日以内に、清算組にその債権を申告する。清算組は、債権について登記を行わなければならない。債権の申告期間中、清算組は、債権者に対して弁済を行ってはならない。(会社法第 235 条)

清算組が通知及び公告の義務を履行しなかったことを起因として、債権者が遅滞なく債権申告することができず、それにより弁済を得られなかった場合、債権者がこれにより被

った損失について清算組の構成員が賠償責任を負うことを主張したとき、人民法院は、それを認めなければならない。（「会社法司法解釈二」第 11 条第 2 項）

（5） 会社の財産の調査・整理、貸借対照表及び財産リストの作成、清算案の制定

実務上、会計事務所や法律事務所に関連業務を依頼することが多い。

（6） 清算案に関する株主会・株主の承認

清算組は、清算案を制定し、かつ株主会又は承認を求める必要がある。（会社法第 236 条）

（7） 債権、債務の整理

対象会社の財産で清算費用、従業員の賃金、社会保険料及び法定補償金をそれぞれ支払い、未納の税金を納付し、他の債務を弁済する必要がある。清算期間中において、対象会社は存続するが、清算と無関係の経営活動を行ってはならない。（会社法第 236 条）

一方、回収されていない債権が存在する場合、債権の回収や譲渡を行う必要がある。

（8） 税務登記抹消及び税関届出抹消

対象会社は会社抹消登記を行うまでに税務登記機関に対して、税務登記の抹消手続を行う必要がある。（中華人民共和國稅收徵收管理法實施細則（2016 年修正）²⁸第 15 条）

また、対象会社が通関単位（中国語：报关单位）の届出を行った場合、対象会社は所在地の税関に対して、届出の抹消手続を行う必要がある。（中華人民共和國稅関通関單位届出管理規定²⁹第 10 条）

（9） 清算報告書の作成及び株主会・株主による確認

対象会社の清算が終了した後、清算組は、清算報告書を作成し、株主会又は株主に確認を求める（会社法第 236 条）

（10） 外貨登記抹消

対象会社は所在地の取引銀行で外商投資企業基本情報の抹消登記の手続を行う必要がある。（外国投資国内直接投資者外貨管理規定³⁰、直接投資の外貨管理政策のさらなる簡素化と改善に関する国家外貨管理局の通知³¹）

（11） 株主への残余財産の分配及び銀行口座の抹消

対象会社の財産で清算費用、従業員の賃金、社会保険料及び法定補償金をそれぞれ支払い、未納の税金を納付し、他の債務を弁済した後の残余財産は、株主の出資比率に従い分配する。（会社法 236 条）

（12） 会社抹消登記及び外商投資情報の抹消報告

²⁸ 中国語：中华人民共和国稅收徵收管理法實施細則（2016 年修訂）。2016 年 2 月 6 日施行

²⁹ 中国語：中华人民共和国海關報關單位備案管理規定。2022 年 1 月 1 日施行

³⁰ 中国語：外国投資者境內直接投資外匯管理規定。2013 年 5 月 13 日施行

³¹ 中国語：國家外匯管理局關於進一步簡化和改進直接投資外匯管理政策的通知。2015 年 6 月 1 日施行

対象会社は清算終了の日から 30 日以内に会社登記機関に対して抹消登記を申請しなければならない。抹消登記された日から、法令上、対象会社は終了する。(市場主体登記管理条例施行細則第 44 条)

対象会社の抹消登記が行われれば、会社登記機関から商務主管機関に情報共有されることから、対象会社から商務主管機関への外商投資情報の抹消報告は必要としない。(外商投資情報報告弁法第 13 条)

(13) 公章（会社実印）廃棄手続、その他の許認可の抹消手続

会社抹消登記完了後、対象企業は、公章（会社実印）廃棄手続、社会保険登記の抹消等関連手続を済ませる必要がある。

3. 解散・清算における重要な検討事項

(1) 対象会社の財務状況の確認

実務上では、株主より対象会社の解散が計画された段階で、その財務状況の確認が実施されるのが一般的である。対象会社が債務超過状態に陥り、破産手続を開始することとなれば、破産・清算手続（法人格を消滅させるまで）に要する期間は、解散・清算手続を大幅に上回ることから、解散前、債務超過を解消するために、株主より増資や債権放棄が行われることもある。

(2) 人員整理

解散・清算の過程において、人員整理は極めて重要な作業である。以下、主な注意事項についての概要を示す。

① 従業員への告知

対象会社が合弁会社である場合、株主会において解散・清算に関する決議を行った後（独資企業の場合は、株主が書面により解散・清算に関する決定を行った後）、メール又は会議等の方法により全従業員に対し、対象会社の解散・清算及び労働契約の履行不能を通知するのが一般的である。法令上の規定はないが、従業員の人数が多い場合、事前に、管轄の人力資源社会保障機関に事情説明することを考慮する必要がある。

② 経済補償金の支給

「労働契約法」及び「労働紛争司法解釈一」等の関連法令に基づき、使用者の解散により労働契約の履行が継続できなくなった場合、使用者は労働者に対し経済補償金を支給しなければならない。

実務上、株主が対象会社の解散を計画した段階で、従業員の勤続年数、賃金額、賃金支払状況、有給休暇の残日数等の情報を整理し、経済補償金の金額を試算する。

関連法令に基づくと、経済補償金の計算方法は以下のとおりである。

- 労働者の使用者における勤続年数に応じて、1 年経過するごとに 1 か月分の月額賃金（「月額賃金」とは、労働契約が解除又は終了する前の 12 か月間の平均賃金という。以下同じ）を支給する。6 か月以上 1 年未満の場合は 1 年と計算、6 か月未満は半月分の月額賃金を支給する。
- 労働者の月額賃金が、使用者が所在する直轄市・区を設置する市レベルの人民政府

が公表した当該地域の前年度従業員月平均賃金の3倍を超える場合、経済補償金は
その3倍額×勤続年数（最高12年）とする。

実務上、対象会社は労働契約の解除、経済補償金の金額・支払方法、退職日等について、
従業員と合意書（以下、「労働契約終了合意書」という）を締結する。人員整理を迅速に
完了させるため、対象会社は、指定期間内に労働契約終了合意書にサインすることを条件
に、法定の算出方法による金額を上回る経済補償金を以って従業員に打診する場合もある。

また、実務上、解散・清算する対象会社は、その従業員を他社に転籍出向させるケース
もある。「労働契約法実施条例」第10条では、本人の原因によらずに転籍出向させられた
労働者については、元の使用主での勤続年数を新たな使用主における勤続年数に算入す
る。仮に、元の使用主が既に経済補償金を支払った場合、新たな使用主が労働契約を解除・
終了するうえで経済補償金を算定する状況が生じたとき、元の使用主での勤続年数は算入
しない。そのため、実務上、解散・清算する対象会社と、転籍出向させる従業員、転籍出
向先の企業が、その勤続年数の算定方法及び経済補償金支払に関して三者間の合意書を締
結するケースが多い。

③ 残務対応する従業員の確保

解散・清算プロセスでは、清算組へ協力する人員が必要であり、人員整理、債権債務の
整理等の残務対応を行う従業員を継続雇用する必要がある。残務対応する従業員を確保す
るために、以下のいずれかの対応策を取ることができる。

- 残務対応する従業員との間の労働契約終了合意書に、「清算作業完了後に労働契約
を終了する」ことを明文化し、解散・清算プロセス期間中の賃金は、従前の労働契
約（又は別途合意した基準）に従い支払うこと
- 残務対応する従業員との間で、他の従業員と同じく、労働契約終了合意書を締結し
たうえで、別途、労働契約を締結すること

(3) 債権の申告、債務の弁済

前述のとおり、関連法令においては債権者の債権申告期限が定められているが、実務上、
期限までに債権申告が行われないケースが散見される。

「会社法司法解釈二」に基づけば、債権者が期限までに債権申告を行わなかった場合で
あっても、対象会社の清算完了前に、期限後の申告が行われたときは、清算組は債権を登
記しなければならない。期限後の申告であっても、対象会社の未分配財産から債権を回収
することができる。未分配財産を以てしても債権を消滅させることができない場合、債権
者は、残余財産分配において株主が既に取得した財産による弁済を請求することができ
る。ただし、債権者が重大な過失により所定の期限内に債権申告を行わなかった場合は、
この限りではない。

(4) 簡易手続による会社抹消登記

「会社法」240条及び「市場主体登記管理条例」33条に基づけば、以下の要件を満たし
た対象会社は、前述の解散・清算の手続ではなく、簡易手続方式での抹消登記をすること
ができる。

- ① 存続期間中に債務が発生せず、又は全ての債務を弁済している旨を全株主が誓約
すること

- ② 営業許可証が取り消され、閉鎖を命じられ、若しくは抹消され、又は「経営異常」リスト入りしたことがないこと

簡易手続により登記抹消を行う場合、国家企業信用情報公示システム上で 20 日以上公告を行わなければならない、(異議申立がなかった場合) 公告期間満了後 20 日以内に会社登記機関に会社登記の抹消登記申請を行う。

なお、簡易手続による会社登記抹消が行われた場合において、対象会社の債権・債務に関する株主の誓約が不実であったとき、株主は、抹消登記前の債務について連帯責任を負わなければならない。

第7節 破産・清算

外商投資企業の事業再編・撤退を行うにあたり、「中華人民共和國企業破産法」³²（以下、「企業破産法」という）に定める破産制度を利用することも考えられる。「企業破産法」では、破産・清算、再生及び和解の3種類の破産手続について定めている。破産・清算とは、債務者の全資産をもって、債権の優先順序に基づき比率によって債権者に配当を行う制度である。再生とは、破産原因を有し、又はその可能性がある企業に対して、ステークホルダーからの申立により、法院及びステークホルダーが参与し、事業上の再生及び債務整理を行うことによって、債務者を財務上の苦境から脱出させ、営業能力の回復を図る制度である。和解とは、債務者が破産・清算を避けるために、人民法院に和解申立及び和解契約案を提出し、債権者会議における決議及び人民法院の認可を経て、債権・債務問題を解決する制度である。

なお、中国では、企業の破産が認められているが、個人の破産については、2021年3月1日に施行された「深セン経済特区個人破産条例」³³の適用範囲外のものとは認められない。

案件によっては手続が複雑であること、時間がかかること（数年にわたる可能性がある）、結末の予測が難しいこと、信用に悪影響を与える可能性があるため、実務においては、企業が自ら破産申立を行う外商投資企業は少ないといえる。

本レポートでは、主に、外商投資企業の破産・清算について解説する。

1. 破産・清算に関する法制度

外商投資企業の破産・清算については、主に次に掲げる法令を遵守する必要がある。

(1) 「企業破産法」及び関連司法解釈

「企業破産法」では、破産・清算、再生、和解の各制度の詳細が規定されている。また、同法に関する主な司法解釈として、『中華人民共和國企業破産法』の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定（一）³⁴、「破産事件の立件及び受理の関連問題に関する最高人民法院の通知」³⁵、『中華人民共和國企業破産法』の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定（二）³⁶、『中華人民共和國企業破産法』の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定（三）³⁷等が挙げられる。

³² 中国語：中華人民共和國企業破産法。2007年6月1日施行。

³³ 中国語：深圳経済特区個人破産条例。2021年3月1日施行。

³⁴ 中国語：最高人民法院關於適用《中華人民共和國企業破産法》若干問題的規定（一）。2011年9月26日施行。

³⁵ 中国語：最高人民法院關於破産案件立案受理有關問題的通知。2016年7月28日施行。

³⁶ 中国語：最高人民法院關於適用《中華人民共和國企業破産法》若干問題的規定（二）。2021年1月1日施行。

³⁷ 中国語：最高人民法院關於適用《中華人民共和國企業破産法》若干問題的規定（三）。2021年1月1日施行。

(2) 「労働契約法」、「労働契約法実施条例」及び関連司法解釈

破産・清算に伴う人員整理については、「労働契約法」、「労働契約法実施条例」及び「労働紛争司法解釈一」において詳細に定めている。

(3) 「外商投資情報報告弁法」及び「外商投資情報報告の関連事項に関する公告」

「外商投資法」第 34 条において、外商投資情報報告制度が規定されている。破産・清算及び破産手続終了後、「外商投資情報報告弁法」及び「外商投資情報報告の関連事項に関する公告」に従い、企業の抹消報告を行う必要がある。

(4) 「市場主体登記管理条例」及び「市場主体登記管理条例施行細則」

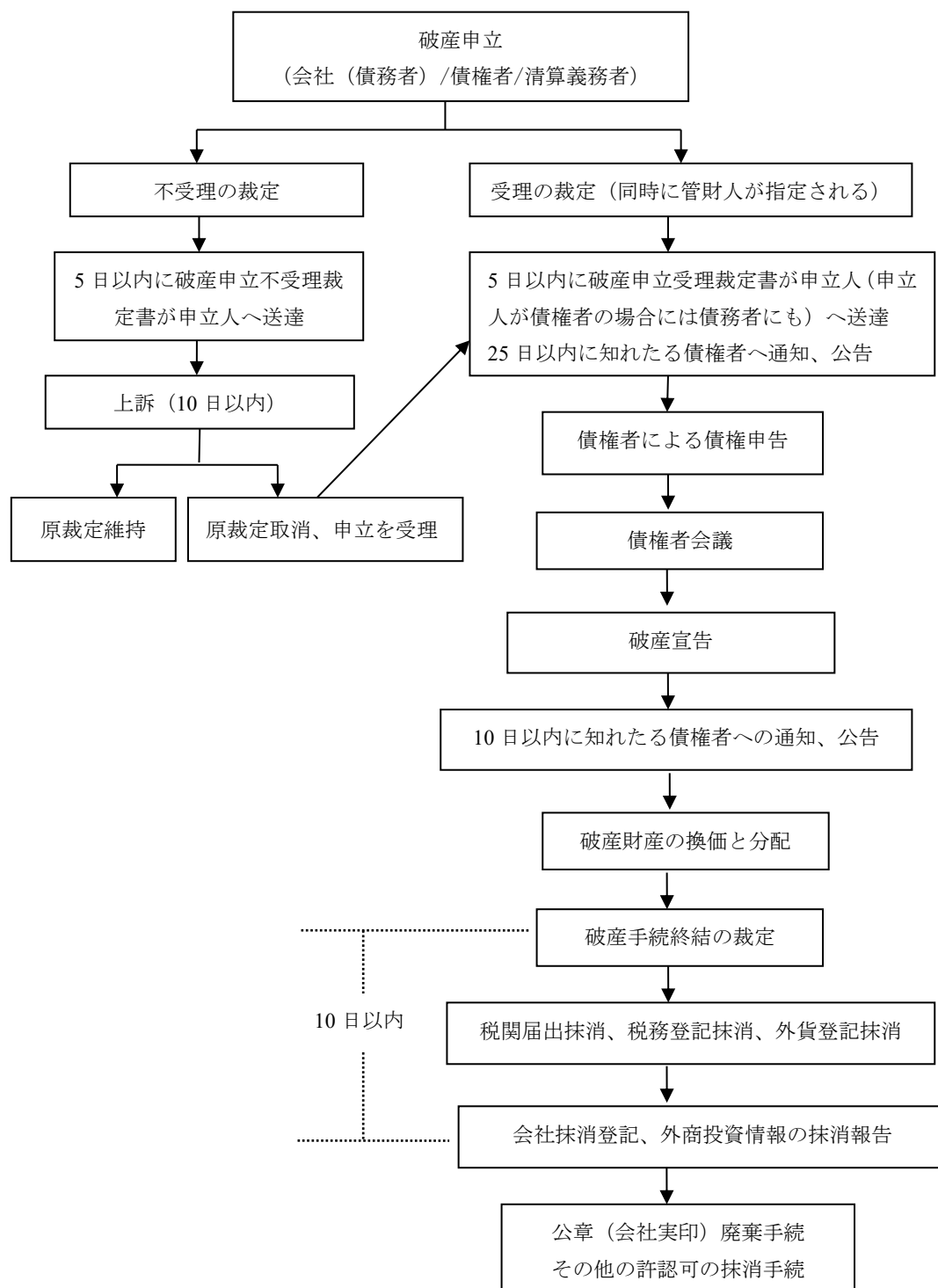
破産・清算及び破産手続終了後、会社の抹消登記を行う必要がある。抹消登記について、「市場主体登記管理条例」及び「市場主体登記管理条例施行細則」において明確に定めている。

(5) その他

破産・清算及び破産手続は、税務や税関等に係る多くの手続が必要となるため、これらの分野に関する法令も適用される。

2. 破産・清算に関する手続

破産・清算のフローチャートを以下に示す。



(1) 破産申立

債務者は、弁済期が到来している債務を弁済できず、かつ全債務の弁済に必要な資産が不足し、又は明らかに弁済能力が欠如している場合（即ち、破産原因がある場合）には、人民法院に対し破産・清算、再生又は和解を申し立てることができる。

また、弁済期が到来している債務について債務者が弁済することができない状態である場合、債権者が、人民法院に対し債務者の破産・清算又は再生を申し立てることができる。

さらには、企業法人が既に解散しているが清算手続未了、又は清算が終了していない場合において、資産が債務の弁済に不足するときは、清算義務者は人民法院に破産を申し立てなければならない。

(2) 破産申立の審査

破産申立を受けた人民法院は、受理する前に、手続的要件を満たしているか否かについて、形式審査と実質審査を行うと解される。

形式審査において、申立人は適格か、必要な書類は添付されているか、記載に不備が無いか、管轄権の有無等の形式上の要件に適合している申立であるか否かがチェックされる。なお、破産事件は、債務者の住所地が所在する人民法院が管轄する。

破産事件は、債務者、債務者の従業員、債務者の出資者、債権者に重大な影響を及ぼすため、実務においては、通常の民事事件とは異なり、人民法院は、受理する前に、申立の実質的要件（主に破産原因の有無）について審査を行う。

人民法院は、破産申立受理を裁定した場合、同時に管財人を指定しなければならない。管財人が履行すべき職責には、債務者の内部管理事務を決定すること、債務者の財産を管理・処分することが含まれる。

債務者に破産申立受理裁定書が送達してから破産手続終結まで、債務者の関係者（法定代表者を指す。ただし、人民法院の決定によって、財務管理者その他経営管理者が含まれる場合もある）は、人民法院の許可がない限り住所地を離れない、他社の董事、監事、高級管理職に就任しない等の制約を受ける。

(3) 債権申告

人民法院は、破産申立を受理した後、債権者による債権申告の期限を確定しなければならない。債権申告の期限は人民法院が破産申立受理の公告開始日から最短で 30 日とし、最長で 3 か月を超えてはならない。

(4) 債権者会議

債権申告を済ませた債権者が債権者会議の構成員になり、債権者会議の議決権を有する。

債権者会議の職権には、管財人の監督、債務者の営業の継続又は停止の決定、債務者財産の管理案の承認、破産財産の換価案の承認、破産財産の分配案の承認等が含まれる。

第 1 回の債権者会議は、人民法院により招集され、債権申告期限満了後 15 日以内に開催される必要がある。

債権者会議における決議案は、通常、出席した議決権を有する債権者の過半数の賛成、かつこれら賛成債権者の債権額が、財産担保の未供与の債権の総額の 2 分の 1 以上を占めているとき可決される。

(5) 破産・清算

① 破産宣告

破産宣告とは、人民法院が債務者の破産を宣告する行為を指す。破産宣告の裁定を受けた後、債務者は「破産者（破産企業）」、その財産は「破産財産」と呼ばれるようになる。

なお、破産申立が受理されたからといって、必ずしも破産宣告の裁定が下されるわけではないため、注意が必要である。人民法院の認めた再生計画の執行が完了した場合、人民法院の認可した和解契約書の執行が完了した場合、第三者が債務者の弁済期が到来している債務について満額の担保を供与した場合、又は第三者若しくは債務者がこれを弁済した場合は、破産手続は終結する。破産宣告に至らずに破産手続が終結した場合、破産・清算手続を開始する必要はなく、また、管財人は、債務者の会社登記の抹消登記手続を行ってはいらない。

人民法院は、債務者の破産を宣告した場合、裁定書の作成日より 5 日以内に債務者と管財人に送達し、裁定書作成日より 10 日以内に、知れたる債権者に通知し、かつ公告を行わなければならない。

② 財産の換価と分配

管財人は遅滞なく破産財産換価計画を立案し、債権者会議の議案として提出しなければならない。管財人は、債権者会議で可決し、又は人民法院が決定した破産財産の換価計画に従い、破産財産を換価しなければならない。また、管財人は、債権者会議で可決し、かつ人民法院が承認した破産財産の分配計画に従い、破産財産を分配しなければならない。破産財産は、破産費用及び共益債務への優先弁済後、以下の順序によって弁済しなければならない。（イ）破産企業の従業員に支払うべき賃金、傷病手当及び見舞金、従業員の個人口座に振り込むべき基本養老保険、基本医療保険の費用並びに法律・行政法規により従業員に支払われるべき補償金。（イ）破産者より未納の前項規定以外の社会保険料と破産者未納分の税金。（ウ）普通破産債権。破産財産は、同順位の弁済を完済できない場合、比率によって分配しなければならない。

③ 破産手続の終結

破産者が配当に充てるべき財産を所有していない場合、管財人は、人民法院に対し破産手続終結の裁定を請求しなければならない。また、管財人は最後の配当が完了後、遅滞なく人民法院に破産財産の分配報告書を提出し、かつ人民法院に破産手続終結の裁定を請求しなければならない。

(6) 税関届出抹消、税務登記抹消及び外貨登記抹消

「中華人民共和国税収徴収管理法実施細則（2016 年修正）」第 15 条、「企業抹消手引き（2023 年改正）」³⁸の規定によると、破産企業の管財人は、会社抹消登記を行う前に、税務登記機関に対し、破産企業の破産手続終結に関する裁定書を以って、税務登記の抹消手続を行う必要がある。

また、破産企業は、通関単位（中国語：报关单位）の届出を行った場合、所在地の税関に対して、届出の抹消を行う必要がある。（中華人民共和国税関通関単位届出管理規定第 10 条）

破産者は所在地の取引銀行で外商投資企業基本情報の抹消登記を行う必要がある。（外

³⁸ 中国語：企业注销指引（2023 年修订）。2023 年 12 月 21 日施行

国投資国内直接投資者外貨管理規定、直接投資の外貨管理政策のさらなる簡素化と改善に関する国家外貨管理局の通知)

(7) 会社抹消登記及び外商投資情報の抹消報告

管財人は、破産企業の破産手続終結日から 10 日以内に破産企業の登記機関に対して抹消登記を申請しなければならない。抹消登記を行った日から、法令上対象会社は終了する。(企業破産法第 121 条、市場主体登記管理条例施行細則第 44 条)

破産企業の抹消登記を行えば、会社登記機関から商務主管機関に情報共有されることから、対象会社から商務主管機関への外商投資情報の抹消報告は必要としない。(外商投資情報報告弁法第 13 条)

(8) 公章（会社実印）廃棄手続、その他の許認可の抹消手続

会社抹消登記完了後、破産企業は、公章（会社実印）廃棄手続、社会保険登記の抹消等関連手続を済ませる必要がある。

3. 破産・清算における重要な検討事項

(1) 破産・清算が、破産企業の董事、監事又は高級管理職に対する影響

企業破産法 125 条によれば、忠実義務、勤勉義務に反し、企業を破産させた企業の董事、監事又は高級管理職は、法により民事責任を負わなければならない、破産手続終結の日から 3 年、その他いかなる企業の董事、監事又は高級管理職にも就任することはできない。

なお、忠実義務については、「会社法」第 180 条第 1 項では、「董事、監事、高級管理職は、会社に対して忠実義務を負い、自己の利益と会社の利益との相反を回避するための措置を講じなければならない、職権を利用して不当な利益を得てはならない」と定めており、また、勤勉義務については、「会社法」第 180 条第 1 項では、「董事、監事、高級管理職は、会社に対して勤勉義務を負い、職務執行にあたっては会社の最大の利益のために管理者が通常尽くすべき合理的な注意義務を尽くさなければならない」と定めている。

(2) 破産手続の効力範囲、及び外国裁判の承認・施行

「企業破産法」に基づいて開始された破産手続は、中国国外に財産がある債務者に対しても効力を生じる。また、外国の裁判所が下した、効力が発生した破産事件の判決、裁定について、債務者の中国国内の財産に関わり、人民法院に承認又は執行の申立又は請求がなされたとき、人民法院は、中国が締結又は参加している国際条約若しくは互惠原則に照らして審査し、中国の法律の基本原則に違反しないと認め、国家主権・安全と社会公共利益に損害を与えず、中国国内の債権者の合法權益に損害を与えないと判断したとき、その承認又は執行を裁定する。

現時点において、日中間では、両国が締結又は参加している民事裁判の承認・執行に関する国際条約はないが、2023 年、上海市第三中级人民法院は、日中間の破産事件において互惠原則があるとして、日本の再生手続開始決定及び監督命令を承認する旨の裁定を下している。

(3) 人員整理

破産・清算の過程において、人員整理は極めて重要な作業である。外商投資企業が、破

産宣告の裁定を受けた後、メール又は会議等の方法により全従業員に対し、破産企業の破産・清算及び労働契約の履行不能を通知するのが一般的である。法令上の規定はないが、従業員の人数が多い場合、事前に、管轄の人力資源社会保障機関に事情説明することを考慮する必要がある。

また、「労働契約法」及び「労働紛争司法解釈一」等の関連法令に基づき、使用者の破産により労働契約の履行が継続できなくなった場合、使用者は労働者に対し経済補償金を支給しなければならない。経済補償金の支給については、本レポート第2章第6節の「3. 解散・清算における重要な検討事項」を参照。

第三章 まとめ

本レポートは、中国における日系企業の事業再編・撤退に関する一般的な手法について、その関連規定や主な手続に関する概要を紹介したものに過ぎない。そのため、実際に自社の事業再編・撤退を検討するにあたり、その事業目的や運営状況に基づき、フィジビリティな方法を比較・検討したうえで選定する必要がある。制度や手続等において、中国は地域間の差が大きく、特に、複雑性の高い問題（知的財産権、不動産関連、労使問題、顧客関係の維持、環境問題、独禁法関連手続等）、財務や税務に関する問題については慎重に対応しなければならない。そのため、必要に応じて、専門知識に精通した、豊富な経験を有する法律、財務、税務のアドバイザーのサポートを求めることが推奨される。

付録 事業者結合申告の要件

「中華人民共和国独占禁止法」³⁹（以下、「独占禁止法」という）その他関連法令によれば、次の3つの条件を満たす取引については、中国国家市場監督管理総局（以下、「SAMR」という）に対し事業者結合申告を行う必要があり、SAMRより当該取引が承認される（クリアランス文書を取得する）まで、当該事業者結合を実施することはできない。

条件1：独占禁止法上の事業者結合に該当すること

条件2：当該事業者結合が申告の売上高基準を満たすこと

条件3：申告義務の除外事由がないこと

したがって、外国投資者は、外商投資企業の事業再編・撤退を行うにあたり、事業者結合申告義務の有無について慎重に検討する必要がある。以下、事業者結合申告の各要件について説明する。

① 条件1：「独占禁止法上の事業者結合に該当すること」について

「独占禁止法」第25条では、事業者結合について次のように定義している。

- ・ 事業者の合併
- ・ 事業者が持分又は資産を取得する方法により、その他の事業者に対する支配権を取得すること
- ・ 事業者が契約等の方法により、その他の事業者に対する支配権を取得し、又はそれに決定的な影響を与えることができるようになること（以下、支配権と決定的影響力を総称して「支配権」という）

また、改正「事業者結合の申告に関する指導意見」⁴⁰第4条では、新設合併について、2つ以上の事業者により共同支配される場合は事業者結合に該当し、1つの事業者により単独支配される場合は事業者結合に該当しないと定めている。

上記の規定からすると、事業者結合の該当性判断においては、取引の方法は重要ではなく、取引により他の事業者の支配権を取得するか否かがキーポイントとなる。ここでいう「支配権」とは、会社法にいう「支配権」とは異なる概念である。

まず、支配権には単独支配権と共同支配権が含まれる。支配権有無の判断は、SAMRの裁量に委ねられる部分が多く、担当審査官間で見解が異なる場合も珍しくない。しかし、一般的な傾向として、多数の議決権を有することになる、又は事業運営に関する重要な事項（以下、「支配権事項」という）について決定権若しくは拒否権を有することになる場合において、「支配権を取得する」と認定される可能性が高いといえる。また、定款や取引契約等から判断することが難しくても、持分/株式の分散等により、支配権を実質的に付与されるのであれば、独占禁止法上の「支配権を取得する」状況に該当するとみなされる。

「事業者結合独占禁止コンプライアンス・ガイドライン」⁴¹の内容を踏まえれば、事業計画、予算策定、高級管理職の任免が、典型的な「支配権事項」に該当すると解される。また、対外的な投資、貸付、業務契約の締結、事業・資産の買収・処理等の事項についても、「支配権事項」に該当すると認定される可能性がある。

³⁹ 中国語：中华人民共和国反垄断法。2022年6月24日改正、2022年8月1日施行。

⁴⁰ 中国語：关于经营者集中申报的指导意见。2018年9月29日施行。

⁴¹ 中国語：经营者集中反垄断合规指引。2023年9月5日施行。

さらに、「支配権を取得する」ことについては、広義的に解釈する必要がある。即ち、取引を通して支配権を新たに取得することだけでなく、支配権を強化することも「支配権を取得する」とみなされる可能性があるのである。過去の処罰例からすると、共同支配権から単独支配権への変更が、事業者結合に該当すると解される。例えば、日本企業 A 社と中国の国有企業 B 社が共同支配している C 社が、D 社と E 社に分割され、A 社が D 社を、B 社が E 社を単独支配する場合、いずれも事業者結合に該当する。

② 条件 2：「当該事業者結合が申告の売上高基準を満たすこと」について

「事業者結合の申告基準に関する国务院の規定」⁴²第 3 条第 1 項によれば、事業者結合が下表に掲げる基準 1、基準 2 のいずれかに達する場合、申告を行う必要がある。

	前会計年度の売上高	
	結合に参加する全ての事業者の合計	うち少なくとも 2 つの事業者
基準 1	全世界で 120 億人民元超	中国国内で 8 億人民元超
基準 2	中国国内で 40 億人民元超	中国国内で 8 億人民元超

なお、「結合に参加する事業者の売上高」とは、当事会社（単体）の売上高ではなく、当該当事会社が属するグループの売上高を指すと解される。

また、「独占禁止法」第 26 条第 2 項によれば、事業者結合が国务院の定める申告基準に達していないものの、当該事業者結合が競争を排除・制限する効果を有し、又はその可能性があることを証明する証拠を有する場合には、国务院独占禁止法執行機関（即ち、SAMR）は事業者に申告するよう要求することができる。

③ 条件 3：「申告義務の除外事由がないこと」について

「独占禁止法」第 27 条によれば、事業者結合が次の事由のいずれかに該当する場合、申告は免除となる。

- 結合に参加する 1 つの事業者がその他の各事業者の 50%以上の議決権を有する株式又は資産を保有する場合
- 結合に参加する各事業者の 50%以上の議決権を有する株式又は資産が、結合に参加しない同一の事業者により保有される場合

⁴² 中国語：国务院关于经营者集中申报标准的规定。2024 年 1 月 22 日施行。